

「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」の改定案 (物品・役務変更箇所抜粋)

3. 文具類

(1) 品目及び判断の基準等

文具類共通	【判断の基準】 ○金属を除く主要材料が、プラスチックの場合は①、木質の場合は②、紙の場合は③の要件を満たすこと。また、主要材料以外の材料に木質が含まれる場合は②、紙が含まれる場合で原料にバージンパルプが使用される場合は③イの要件をそれぞれ満たすこと。 ①再生プラスチックがプラスチック重量の40%以上使用されていること。<u>ただし、ポストコンシューマ材料からなる再生プラスチックにあつては、プラスチック重量の20%以上使用されていること。</u> ②間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の再生資源であること、又は、原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。 ③次の要件を満たすこと。 ア. 紙の原料は古紙パルプ配合率 50%以上であること。 イ. 紙の原料にバージンパルプが使用される場合にあつては、その原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。 【配慮事項】 ①古紙パルプ配合率、再生プラスチック配合率が可能な限り高いものであること。 ②使用される塗料は、有機溶剤及び臭気が可能な限り少ないものであること。 ③材料に木質が含まれる場合にあつては、その原料の原木は持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。ただし、間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の再生資源である木材は除く。 ④材料に紙が含まれる場合でバージンパルプが使用される場合にあつては、その原料の原木は持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。
-------	--

	⑤製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。 注）文具類に定める特定調達品目については、共通して上記の判断の基準及び配慮事項を適用する。ただし、個別の特定調達品目について判断の基準（●印）を定めているものについては、上記の判断の基準に代えて、当該品目について定める判断の基準（●印）を適用する。また、適用箇所を定めているものについては、適用箇所のみにより上記の判断の基準を適用する。
シャープペンシル	【配慮事項】 ○残芯が可能な限り少ないこと。
シャープペンシル 替芯	〔判断の基準は容器に適用〕
ボールペン	【判断の基準】 ●文具類共通の判断の基準を満たすこと、かつ、芯が交換できること。
マーキングペン	【配慮事項】 ○消耗品が交換又は補充できること。
鉛筆	
スタンプ台	【判断の基準】 ●主要材料がプラスチックの場合にあつては、再生プラスチックが製品全体重量プラスチック重量の70%以上使用されていること（消耗部分を除く。）。ただし、ポストコンシューマ材料からなる再生プラスチックにあつては、製品全体重量プラスチック重量の60%35%以上使用されていること。それ以外の場合にあつては、文具類共通の判断の基準を満たすこと。 【配慮事項】 ○インク又は液が補充できること。
朱肉	【判断の基準】 ●主要材料がプラスチックの場合にあつては、再生プラスチックが製品全体重量プラスチック重量の70%以上使用されていること（消耗部分を除く。）。ただし、ポストコンシューマ材料からなる再生プラスチックにあつては、製品全体重量プラスチック重量の60%35%以上使用されていること。それ以外の場合にあつては、文具類共通の判断の基準を満たすこと。 【配慮事項】 ○インク又は液が補充できること。
印章セット	【配慮事項】 ○液が補充できること。
印箱	
公印	
ゴム印	
回転ゴム印	
定規	
トレー	
消しゴム	〔判断の基準は巻紙（スリーブ）又はケースに適用〕

ステープラー（汎用型）	【判断の基準】 ●主要材料がプラスチックの場合にあっては、再生プラスチックがプラスチック重量の70%以上使用されていること（機構部分を除く。）。それ以外の場合にあっては、文具類共通の判断の基準を満たすこと。 【配慮事項】 ○再使用、再生利用又は適正廃棄を容易に行いうるよう、分離又は分別の工夫がなされていること。
ステープラー（汎用型以外）	【配慮事項】 ○再使用、再生利用又は適正廃棄を容易に行いうるよう、分離又は分別の工夫がなされていること。
ステープラー針リムーバー	【配慮事項】 ○再使用、再生利用又は適正廃棄を容易に行いうるよう、分離又は分別の工夫がなされていること。
連射式クリップ（本体）	【判断の基準】 ●主要材料がプラスチックの場合にあっては、再生プラスチックが製品全体重量プラスチック重量の70%以上使用されていること（消耗部分を除く。）。ただし、ポストコンシューマ材料からなる再生プラスチックにあっては、製品全体重量プラスチック重量の60%35%以上使用されていること。それ以外の場合にあっては、文具類共通の判断の基準を満たすこと。
事務用修正具（テープ）	【判断の基準】 ●主要材料がプラスチックの場合にあっては、再生プラスチックが製品全体重量プラスチック重量の70%以上使用されていること（消耗部分を除く。）。ただし、ポストコンシューマ材料からなる再生プラスチックにあっては、製品全体重量プラスチック重量の60%35%以上使用されていること。それ以外の場合にあっては、文具類共通の判断の基準を満たすこと。 【配慮事項】 ○消耗品が交換できること。
事務用修正具（液状）	〔判断の基準は容器に適用〕
クラフトテープ	【判断の基準】 ●テープ基材については古紙パルプ配合率40%以上であること。また、紙の原料にバージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。 【配慮事項】 ①粘着剤が水又は弱アルカリ水溶液中で、溶解又は細かく分散するものであり、樹脂ラミネート加工がされていないこと。 ②バージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は持

	続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。
粘着テープ（布粘着）	【判断の基準】 ●テープ基材（ラミネート層を除く。）については再生プラスチックがプラスチック重量の40%以上使用されていること。
両面粘着紙テープ	【判断の基準】 ●テープ基材については古紙パルプ配合率40%以上であること。また、紙の原料にバージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。 【配慮事項】 ○バージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。
製本テープ	〔判断の基準はテープ基材に適用〕
ブックスタンド	【判断の基準】 ●主要材料がプラスチックの場合にあっては、再生プラスチックが製品全体重量プラスチック重量の70%以上使用されていること。ただし、ポストコンシューマ材料からなる再生プラスチックにあっては、製品全体重量プラスチック重量の60%35%以上使用されていること。それ以外の場合にあっては、文具類共通の判断の基準を満たすこと。
ペンスタンド	
クリップケース	
はさみ	【配慮事項】 ○再使用、再生利用又は適正廃棄を容易に行いうるよう、分離又は分別の工夫がなされていること。
マグネット(玉)	
マグネット(バー)	
テープカッター	
パンチ(手動)	
モルトケース(紙めくり用スポンジケース)	
紙めくりクリーム	〔判断の基準は容器に適用〕
鉛筆削(手動)	【配慮事項】 ○再使用、再生利用又は適正廃棄を容易に行いうるよう、分離又は

	分別の工夫がなされていること。
○ A クリーナー (ウェットタイプ)	【判断の基準】 〔判断の基準は容器に適用〕 ●主要材料がプラスチックの場合にあっては、再生プラスチックが製品全体重量プラスチック重量の70%以上使用されていること。ただし、ポストコンシューマ材料からなる再生プラスチックにあっては、製品全体重量プラスチック重量の60%35%以上使用されていること。それ以外の場合にあっては、文具類共通の判断の基準を満たすこと。 【配慮事項】 ○内容物が補充できること。
○ A クリーナー (液タイプ)	〔判断の基準は容器に適用〕 【配慮事項】 ○内容物が補充できること。
ダストブローワー	【判断の基準】 ●フロン類が使用されていないこと。ただし、可燃性の高い物質が使用されている場合にあっては、製品に、その取扱いについての適切な記載がなされていること。
レターケース	
メディアケース	【判断の基準】 ●次のいずれかの要件を満たすこと。 ①主要材料がプラスチックの場合にあっては、再生プラスチックが製品全体重量プラスチック重量の70%以上使用されていること。ただし、ポストコンシューマ材料からなる再生プラスチックにあっては、製品全体重量プラスチック重量の60%35%以上使用されていること。それ以外の場合にあっては、文具類共通の判断の基準を満たすこと。 ②CD、DVD及びBD用にあっては、厚さ5mm程度以下のスリムタイプケースであること。 ③植物を原料とするプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものが使用されていること。
マウスパッド	
○ A フィルター (枠あり)	【判断の基準】 ●次のいずれかの要件を満たすこと。 ①文具類共通の判断の基準を満たすこと、又は植物を原料とするプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものが使用されていること。 ②枠部は、再生プラスチックが枠部全体重量の50%以上使用されていること。
丸刃式紙裁断機	【配慮事項】 ○再使用、再生利用又は適正廃棄を容易に行いうるよう、分離又は分別の工夫がなされていること。
カッターナイフ	

カッティングマット	【配慮事項】 ○マットの両面が使用できること。
デスクマット	
ＯＨＰフィルム	【判断の基準】 ●次のいずれかの要件を満たすこと。 ①再生プラスチックがプラスチック重量の30%以上使用されていること。 ②インクジェット用のものにあつては、上記①の要件を満たすこと、又は植物を原料とするプラスチックであつて環境負荷低減効果が確認されたものが使用されていること。
絵筆	【判断の基準】 ●主要材料がプラスチックの場合にあつては、再生プラスチックが 製品全体重量プラスチック重量 の70%以上使用されていること。ただし、ポストコンシューマ材料からなる再生プラスチックにあつては、 製品全体重量プラスチック重量 の 60%35% 以上使用されていること。それ以外の場合にあつては、文具類共通の判断の基準を満たすこと。
絵の具	〔判断の基準は容器に適用〕
墨汁	〔判断の基準は容器に適用〕
のり（液状） （補充用を含む。）	〔判断の基準は容器に適用〕
のり（澱粉のり） （補充用を含む。）	【配慮事項】 ○内容物が補充できること。
のり（固形） <u>（補充用を含む。）</u>	〔判断の基準は容器・ケースに適用〕
のり（テープ） <u>（補充用を含む。）</u>	【配慮事項】 ○消耗品が交換できること。
ファイル	【判断の基準】 ●金属を除く主要材料が紙の場合にあつては、紙の原料は古紙パルプ配合率70%以上であること。また、紙の原料にバージンパルプが使用される場合にあつては、その原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。それ以外の場合にあつては、次のいずれかの要件を満たすこと。 ①文具類共通の判断の基準を満たすこと。 ②クリアホルダーにあつては、上記①の要件を満たすこと、又は、植物を原料とするプラスチックであつて環境負荷低減効果が確認されたものが使用されていること。 【配慮事項】 ①表紙ととじ具を分離し、部品を再使用、再生利用又は分別廃棄でき

	る構造になっていること。 ②バージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。
バインダー	【判断の基準】 ●金属を除く主要材料が紙の場合にあっては、紙の原料は古紙パルプ配合率70%以上であること。また、紙の原料にバージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。それ以外の場合にあっては、文具類共通の判断の基準を満たすこと。 【配慮事項】 ①表紙ととじ具を分離し、部品を再使用、再生利用又は分別廃棄できる構造になっていること。 ②バージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。
ファイリング用品	
アルバム (台紙を含む。)	
つづりひも	【判断の基準】 ●次のいずれかの要件を満たすこと。 ①主要材料が紙の場合にあっては、紙の原料として使用したは古紙パルプ配合率の重量が製品全体重量の70%以上であること。また、紙の原料にバージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。 ②主要材料がプラスチックの場合にあっては、再生プラスチックが製品全体重量プラスチック重量の70%以上使用されていること。ただし、ポストコンシューマ材料からなる再生プラスチックにあっては、製品全体重量プラスチック重量の60%35%以上使用されていること。 ③上記①又は②以外の場合にあっては、文具類共通の判断の基準を満たすこと。 【配慮事項】

	○バージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。
カードケース	
事務用封筒（紙製）	【判断の基準】 ●古紙パルプ配合率40%以上であること。また、紙の原料にバージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。 【配慮事項】 ○バージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。
窓付き封筒（紙製）	【判断の基準】 ●古紙パルプ配合率40%以上であること。また、紙の原料にバージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。〔窓部分に紙を使用している場合は、古紙パルプ配合率の判断の基準を窓部分には適用しない。〕 ●窓部分にプラスチック製フィルムを使用している場合は、窓フィルムについては再生プラスチックがプラスチック重量の40%以上使用されていること、又は植物を原料とするプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものが使用されていること。 【配慮事項】 ○バージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。
けい紙	【判断の基準】
起案用紙	●古紙パルプ配合率70%以上であること。また、紙の原料にバージン

ノート	パルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。 ●塗工されているものについては塗工量が両面で30g/m²以下であり、塗工されていないものについては白色度が70%程度以下であること。 【配慮事項】 ○バージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。
パンチラベル	【配慮事項】 ○粘着剤が水又は弱アルカリ水溶液中で、溶解又は細かく分散するものであり、樹脂ラミネート加工がされていないこと。
タックラベル	【判断の基準】 ●主要材料が紙の場合にあっては、紙の原料として使用したは古紙パルプ配合率の重量が製品全体重量の70%以上であること（粘着部分を除く。）。また、紙の原料にバージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。それ以外の場合にあっては、文具類共通の判断の基準を満たすこと。 【配慮事項】 ①バージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。 ②粘着剤が水又は弱アルカリ水溶液中で、溶解又は細かく分散するものであり、樹脂ラミネート加工がされていないこと。
インデックス 付箋紙	
付箋フィルム	【配慮事項】 ○粘着剤が水又は弱アルカリ水溶液中で、溶解又は細かく分散するものであること。
黒板拭き	
ホワイトボード用 イレーザー	
額縁	

ごみ箱	【判断の基準】 ●主要材料がプラスチックの場合にあつては、再生プラスチックが製品全体重量プラスチック重量の70%以上使用されていること。ただし、ポストコンシューマ材料からなる再生プラスチックにあつては、製品全体重量プラスチック重量の60%35%以上使用されていること。それ以外の場合にあつては、文具類共通の判断の基準を満たすこと。
リサイクルボックス	【判断の基準】 ●主要材料がプラスチックの場合にあつては、再生プラスチックが製品全体重量プラスチック重量の70%以上使用されていること。ただし、ポストコンシューマ材料からなる再生プラスチックにあつては、製品全体重量プラスチック重量の60%35%以上使用されていること。それ以外の場合にあつては、文具類共通の判断の基準を満たすこと。
缶・ボトルつぶし機（手動）	
名札（机上用）	
名札（衣服取付型・首下げ型）	
鍵かけ（フックを含む。）	
チョーク	【判断の基準】 ●再生材料が製品全体重量比で10%以上使用されていること。
グラウンド用白線	【判断の基準】 ●再生材料が製品全体重量比で70%以上使用されていること。
梱包用バンド	【判断の基準】 ●主要材料が紙の場合にあつては、古紙パルプ配合率100%であること。 ●主要材料がプラスチックの場合にあつては、ポストコンシューマ材料からなる再生プラスチックが製品全体重量プラスチック重量の25%以上使用されていること。ただし、廃ペットボトルのリサイクル製品は除く。

- 備考) 1 本項の判断の基準の対象とする「ステープラー（汎用型）」とは、JIS S 6036 の2.に規定するステープラつづり針の種類 10 号を使用するハンディタイプのものをいう。また、「ステープラー（汎用型以外）」とは、ステープラー（汎用型）以外のものをいい、針を用いない方式のものを含む。
- 2 「ファイル」とは、穴をあけてとじる各種ファイル（フラットファイル、パイプ式ファイル、とじこみ表紙、ファスナー（とじ具）、コンピュータ用キャップ式等）及び穴をあけずにとじる各種ファイル（フォルダー、ホルダー、ボックスファイル、ドキュメントファイル、透明ポケット式ファイル、スクラップブック、Z式ファイル、クリップファイル、用箋挟、図面ファイル、ケースファイル等）等をいう。
- 3 「バインダー」とは、MP バインダー、リングバインダー等をいう。
- 4 「ファイリング用品」とは、ファイル又はバインダーに補充して用いる背見出し、ポケット及び仕切紙をいう。
- 5 「古紙」及び「古紙パルプ配合率」とは、本基本方針「2. 紙類」の「(2) 古紙及び古紙パルプ配合率」による。

- 6 「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。
- 7 「ポストコンシューマ材料」とは、製品として使用された後に、廃棄された材料又は製品をいう。
- 8 「環境負荷低減効果が確認されたもの」とは、製品のライフサイクル全般にわたる環境負荷についてトレードオフを含め定量的、客観的かつ科学的に分析・評価し、第三者のLCA専門家等により環境負荷低減効果が確認されたものをいう。
- 9 文具類に係る判断の基準は、金属以外の主要材料としてプラスチック、木質又は紙を使用している場合について定めたものであり、金属が主要材料であって、プラスチック、木質又は紙を使用していないものは、本項の判断の基準の対象とする品目に含まれないものとする。
- 10 「消耗部分」とは、使用することにより消耗する部分をいう。なお、消耗部分が交換可能な場合（カートリッジ等）は、交換可能な部分すべてを、消耗部分が交換不可能な場合（ワンウェイ）は、当該部分（インク等）のみを製品全体重量当該製品の再生材料の配合率を算定する分母及び分子から除く。
- 11 「粘着部分」とは、主としてラベル等に用いる感圧接着剤を塗布した面をいう。なお、粘着材及び剥離紙・剥離基材（台紙）を製品全体重量当該製品の再生材料の配合率を算定する分母及び分子から除く。
- 12 ダストブローワーに係る判断の基準における「フロン類」とは、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成13年法律第64号）第2条第1項に定める物質をいう。判断の基準において使用できる物質は、二酸化炭素、ジメチルエーテル及びハイドロフルオロオレフィン（HFO1234ze）等。
- 13 ダストブローワーに係る判断の基準については、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成13年法律第64号）第2条第2項の指定製品の対象となる製品に適用するものとする。
- 14 本項の判断の基準の対象となる「メディアケース」は、CD、DVD及びBD用とする。
- 15 木質又は紙の原料となる原木についての合法性及び持続可能な森林経営が営まれている森林からの産出に係る確認を行う場合には、林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン(平成18年2月15日)」に準拠して行うものとする。
ただし、平成18年4月1日より前に伐採業者が加工・流通業者等と契約を締結している原木に係る合法性の確認については、平成18年4月1日の時点で原料・製品等を保管している者が証明書に平成18年4月1日より前に契約を締結していることを記載した場合には、上記ガイドラインに定める合法な木材であることの証明は不要とする。なお、本ただし書きの設定期間については、市場動向を勘案しつつ、適切に検討を実施することとする。
- ~~16 「ボールペン」については、卸売業者や小売業者等が保有する在庫を販売するまでに一定程度の期間を要することを勘案し、平成28年度の1年間は経過措置とし、この期間においては、文具類共通の判断の基準を満たすことで特定調達物品等とみなすこととする。なお、経過措置については、市場動向を勘案しつつ、適切に検討を実施することとする。~~

(2) 目標の立て方

各品目の当該年度の調達総量（点数）に占める基準を満たす物品の数量（点数）の割合とする。

5. 画像機器等

5-2 プリンタ等

(1) 品目及び判断の基準等

プリンタ プリンタ複合機	【判断の基準】 ①プリンタ又はプリンタ複合機（大判機を除く。）にあつては、次の基準を満たすこと。 ア. モノクロプリンタ（高性能インクジェット方式を含み、インクジェット方式及びインパクト方式を除く。）にあつては、表1-1に示された区分ごとの基準。モノクロプリンタ複合機にあつては、表1-2に示された区分ごとの基準。 イ. カラープリンタ（高性能インクジェット方式を含み、インクジェット方式及びインパクト方式を除く。）にあつては、表2-1に示された区分ごとの基準。カラープリンタ複合機にあつては、表2-2に示された区分ごとの基準。 ウ. インクジェット方式又はインパクト方式のプリンタにあつては、表3-1に示された区分ごとの基準。インクジェット方式のプリンタ複合機にあつては、表3-2に示された区分ごとの基準。 ②大判機のうちインクジェット方式のプリンタ又はプリンタ複合機にあつては、表4-1に示された区分ごとの基準、インクジェット方式以外のプリンタにあつては、表4-2に示された区分ごとの基準を満たすこと。 ③使用される用紙が特定調達品目に該当する場合は、特定調達物品等を使用することが可能であること。 ④特定の化学物質が含有率基準値を超えないこと。 【配慮事項】 ①使用される電池には、カドミウム化合物、鉛化合物及び水銀化合物が含まれないこと。ただし、それらを含む電池が確実に回収され、再使用、再生利用又は適正処理される場合には、この限りでない。 ②分解が容易である等部品の再使用又は材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 ③一度使用された製品からの再使用部品が可能な限り使用されていること、又は、プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。 ④紙の使用量を削減できる機能を有すること。 ⑤製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であつて、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。 ⑥包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。
----------------------------	--

備考) 1 「プリンタ複合機」とは、プリント機能に加えて、コピー、ファクシミリ送信又はスキヤンのうち、1以上の機能を有する機器をいう。

2 「大判機」とは、幅が406mm以上の連続媒体に対応する製品を含み、A2判又はそれ以上の媒体用に設計された製品が含まれる。

3 「特定の化学物質」とは、鉛及びその化合物、水銀及びその化合物、カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、ポリブロモビフェニル並びにポリブロモジフェニルエーテルをいう。

4 特定の化学物質の含有率基準値は、JIS C 0950:2008（電気・電子機器の特定の化学物質

の含有表示方法)の附属書Aの表A.1(特定の化学物質、化学物質記号、算出対象物質及び含有率基準値)に定める基準値とし、基準値を超える含有が許容される項目については、上記JISの附属書Bに準ずるものとする。

- 5 「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう(ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。)
- 6 プリンタ等の調達時に、機器本体の消耗品としてトナー容器単体又はインク容器単体で構成される消耗品を有する場合にあつては、本基本方針の「5-6 カートリッジ等」に示した品目「トナーカートリッジ」に係る判断の基準⑤の「トナーの化学安全性が確認されていること」又は「インクの化学安全性が確認されていること」を満たす場合は、特定調達物品等と同等の扱いとする。
- 7 判断の基準③については、本体機器への影響や印刷品質に問題がなく使用できる用紙であることが前提となる。

表1-1 モノクロプリンタ(インクジェット方式、インパクト方式及び大判機を除く。)に係る標準消費電力量の基準

製品速度 (ipm)	基準 (kWh)	自動両面要件
ipm ≤ 5	≤ 0.3	要件なし
5 < ipm ≤ 20	≤ 0.04 × ipm + 0.1	
20 < ipm ≤ 24	≤ 0.06 × ipm − 0.3	
24 < ipm ≤ 30		
30 < ipm < 37	≤ 0.11 × ipm − 1.8	基本製品に内蔵されている、 あるいは任意の付属品
37 ≤ ipm ≤ 40		
40 < ipm ≤ 65	≤ 0.16 × ipm − 3.8	基本製品に内蔵されている
65 < ipm ≤ 90	≤ 0.2 × ipm − 6.4	
90 < ipm	≤ 0.55 × ipm − 37.9	

- 備考) 1 「製品速度」とは、モノクロ画像を生成する際の最大公称片面印刷速度であり、すべての場合において、算出された ipm 速度は、最も近い整数に四捨五入される。1ipm(分当たりの画像数)とは、1分間にA4判又は8.5"×11"の用紙1枚の片面を印刷することとする。A4判用紙と8.5"×11"用紙とで異なる場合は、その2つの速度のうち速い方を適用する。以下表1-2、表2-1及び表2-2において同じ。
- 2 A3判の用紙に対応可能な製品(幅が275mm以上の用紙を使用できる製品。)については、区分ごとの基準に0.3kWhを加えたものを基準とする。以下表1-2、表2-1及び表2-2において同じ。

表1-2 モノクロプリンタ複合機(インクジェット方式、インパクト方式及び大判機を除く。)に係る標準消費電力量の基準

製品速度 (ipm)	基準 (kWh)	自動両面要件
ipm ≤ 5	≤ 0.4	要件なし
5 < ipm ≤ 24	≤ 0.07 × ipm + 0.05	
24 < ipm ≤ 30		≤ 0.11 × ipm − 1.15
30 < ipm < 37		
37 ≤ ipm ≤ 50		
50 < ipm ≤ 80	≤ 0.25 × ipm − 8.15	基本製品に内蔵されている
80 < ipm	≤ 0.6 × ipm − 36.15	

表 2-1 カラープリンタ（インクジェット方式、インパクト方式及び大判機を除く。）に係る標準消費電力量の基準

製品速度 (ipm)	基準 (kWh)	自動両面要件
$\text{ipm} \leq 10$	≤ 1.3	要件なし
$10 < \text{ipm} \leq 15$	$\leq 0.06 \times \text{ipm} + 0.7$	
$15 < \text{ipm} \leq 19$	$\leq 0.15 \times \text{ipm} - 0.65$	
$19 < \text{ipm} \leq 30$		基本製品に内蔵されている、 あるいは任意の付属品
$30 < \text{ipm} < 35$	$\leq 0.2 \times \text{ipm} - 2.15$	
$35 \leq \text{ipm} \leq 75$		基本製品に内蔵されている
$75 < \text{ipm}$	$\leq 0.7 \times \text{ipm} - 39.65$	

表 2-2 カラープリンタ複合機（インクジェット方式、インパクト方式及び大判機を除く。）に係る標準消費電力量の基準

標準消費電力量の基準		
製品速度 (ipm)	基準 (kWh)	自動両面要件
$\text{ipm} \leq 10$	≤ 1.5	要件なし
$10 < \text{ipm} \leq 15$	$\leq 0.1 \times \text{ipm} + 0.5$	
$15 < \text{ipm} \leq 19$	$\leq 0.13 \times \text{ipm} + 0.05$	
$19 < \text{ipm} \leq 30$		基本製品に内蔵されている、 あるいは任意の付属品
$30 < \text{ipm} < 35$	$\leq 0.2 \times \text{ipm} - 2.05$	
$35 \leq \text{ipm} \leq 70$		基本製品に内蔵されている
$70 < \text{ipm} \leq 80$	$\leq 0.7 \times \text{ipm} - 37.05$	
$80 < \text{ipm}$	$\leq 0.75 \times \text{ipm} - 41.05$	

表 3-1 インクジェット方式又はインパクト方式のプリンタ（大判機を除く。）に係るスリープ移行時間、基本マーキングエンジンのスリープモード消費電力、待機時消費電力の基準

製品速度 (ipm)	スリープへの移行時間	基本マーキングエンジンのスリープモード消費電力	待機時消費電力
$\text{ipm} \leq 10$	5 分	$\leq 0.6W$	$\leq 0.5W$
$10 < \text{ipm} \leq 20$	15 分		
$20 < \text{ipm} \leq 30$	30 分		
$30 < \text{ipm}$	60 分		

備考) 1 「スリープ」とは、電源を実際に切らなくても、一定時間の無動作後自動的に入る電力節減状態をいう。表 3-2、表 4-1 及び表 4-2 において同じ。

2 スリープモード消費電力の基準は、本表の基本マーキングエンジンのスリープモード消費電力に表 5 の追加機能に対するスリープモード消費電力許容値を加算して算出された値を適合判断に用いるものとする。表 3-2、表 4-1 及び表 4-2 において同じ。

3 消費電力の測定方法については、「国際エネルギースタープログラム要件 画像機器の製品基準 画像機器のエネルギー使用量を判断するための試験方法バージョン 2.0」による。以下表 3-2、表 4-1 及び表 4-2 において同じ。

表 3-2 インクジェット方式のプリンタ複合機（大判機を除く。）に係るスリープ移行時間、基本マーキングエンジンのスリープモード消費電力、待機時消費電力の基準

製品速度（ipm）	スリープへの移行時間	基本マーキングエンジンのスリープモード消費電力	待機時消費電力
ipm ≤ 10	15 分	≤ 0.6W	≤ 0.5W
10 < ipm ≤ 20	30 分		
20 < ipm	60 分		

表 4-1 インクジェット方式の大判プリンタ又は大判プリンタ複合機に係るスリープ移行時間、基本マーキングエンジンのスリープモード消費電力、待機時消費電力の基準

製品速度（ipm）	スリープへの移行時間	基本マーキングエンジンのスリープモード消費電力	待機時消費電力
ipm ≤ 30	30 分	≤ 4.9W	≤ 0.5W
30 < ipm	60 分		

表 4-2 インクジェット方式以外の大判プリンタに係るスリープ移行時間、基本マーキングエンジンのスリープモード消費電力、待機時消費電力の基準

製品速度（ipm）	スリープへの移行時間	基本マーキングエンジンのスリープモード消費電力	待機時消費電力
ipm ≤ 30	30 分	≤ 2.5W	≤ 0.5W
30 < ipm	60 分		

表 5 追加機能に対するスリープモード消費電力許容値

追加機能の種類	接続の種類	最大データ速度 r（Mbit/秒）	詳細	追加機能許容値（W）
インターフェース	有線	r < 20	例：USB1.x、IEEE488、IEEE1284／パラレル／セントロニクス、RS232C	0.2
		20 ≤ r < 500	例：USB2.x、IEEE1394／ファイヤワイヤ／i.LINK、100Mb イーサネット	0.4
		r ≥ 500	例：USB3.x、1Gb イーサネット	0.5
		任意	例：フラッシュメモリカード／スマートカードリーダー、カメラインターフェース、ピクトブリッジ	0.2
	ファックスモデム	任意	ファクシミリと複合機のみ適用	0.2
	無線、無線周波数（RF）	任意	例：ブルートゥース、802.11	2.0
	無線、赤外線（IR）	任意	例：IrDA	0.1

コードレス 電話機	該当なし	該当なし	コードレス電話機と通信する画像製品の能力。画像製品が対応するように設計されているコードレス電話機の数に関係なく、1回のみ適用される。コードレス電話機自体の消費電力要件に対応していない。	0.8
メモリ	該当なし	該当なし	画像製品においてデータ保存用に利用可能な内部容量に適用される。内部メモリの全容量に適用され、RAMに応じて増減する。この許容値は、ハードディスク又はフラッシュメモリには適用されない。	0.5/GB
スキャナ	該当なし	該当なし	複合機及び複写機にのみ適用 例：冷陰極蛍光ランプ（CCFL）あるいは、発光ダイオード（LED）、ハロゲン、熱陰極蛍光管（HCFT）、キセノン又は管状蛍光灯（TL）技術等の CCFL ではない他の技術（ランプの大きさ、又は採用されているランプ／電球の数に関係なく、1 回のみ適用される）。	0.5
電源装置	該当なし	該当なし	標準形式のインクジェット又はインパクトマーキング技術を使用する製品における銘板出力電力（Pout）が 10W を超える内部及び外部電源装置の両方に対して適用される。	0.02 × （Pout－ 10.0）
タッチパネル ディスプレイ	該当なし	該当なし	モノクロ及びカラーの両方のタッチパネルディスプレイに適用される。	0.2
内部ディスク ドライブ	該当なし	該当なし	ハードディスク及び半導体ドライブを含め、あらゆる大容量ストレージ製品が含まれる。外部ドライブに対するインターフェイスは対象ではない。	0.15

備考）追加機能の種類のうち、インターフェース追加機能のファクシミリ機能を含めた許容値の数は 2 以下であり、非インターフェース追加機能の許容値の数は無制限である。

(2) 目標の立て方

当該年度のプリンタ及びプリンタ複合機の調達（リース・レンタル契約を含む。）総量（台数）に占める基準を満たす物品の数量（台数）の割合とする。

5-6 カートリッジ等

(1) 品目及び判断の基準等

インクカートリッジ	【判断の基準】 ①使用済インクカートリッジの回収システムがあること。 ②回収したインクカートリッジ部品の再使用・マテリアルリサイクル率が回収した使用済製品全体質量（インクを除く。）の25%以上であること。 ③回収したインクカートリッジ部品の再資源化率が回収した使用済製品全体質量（インクを除く。）の95%以上であること。 ④回収したインクカートリッジ部品の再使用又は再生利用できない部分については、減量化等が行われた上で、適正処理され、単純埋立されないこと。 ⑤インクの化学安全性が確認されていること。 ⑥使用される用紙が特定調達品目に該当する場合は、特定調達物品等を使用することが可能であること。 【配慮事項】 ①各種システムの構築及び再資源化率等に係る判断の基準を満たすことを示す証明書等を備えていること。 ②製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。
-----------	---

備考) 1 本項の判断の基準の対象とする「トナーカートリッジ」又は「インクカートリッジ」（以下「カートリッジ等」という。）は、新たに購入する補充用の製品であって、コピー機やプリンタなどの機器の購入時に装着又は付属しているものは含まない。

2 「トナーカートリッジ」とは、電子写真方式を利用したコピー機、プリンタ及びファクシミリ等の機器に使用されるトナーを充填したトナー容器、感光体又は現像ユニットのいずれか2つ以上を組み合わせる構成される印字のためのカートリッジであって、「新品トナーカートリッジ」又は「再生トナーカートリッジ」をいう。ただし、現像ユニット及び感光体から構成されるカートリッジについては、トナー容器とのセット販売品に限り対象とし、トナー容器単体、感光体単体又は現像ユニット単体で構成される製品は対象外とする。

ア.「新品トナーカートリッジ」とは、本体機器メーカーによって製造又は委託製造されたトナーカートリッジをいう。

イ.「再生トナーカートリッジ」とは、使用済トナーカートリッジにトナーを再充填し、必要に応じて消耗部品を交換し、包装又は同梱される印刷物又は取扱説明書のいずれかに再生カートリッジであることの表記をされたトナーカートリッジをいう。

3 「インクカートリッジ」とは、インクジェット方式を利用したコピー機、プリンタ及びファクシミリ等の機器に使用されるインクを充填したインクタンク及び印字ヘッド付きインクタンクである印字のためのカートリッジであって、「新品インクカートリッジ」又は「再生インクカートリッジ」をいう。ただし、インク容器単体で構成される製品は対象外とする。

ア.「新品インクカートリッジ」とは、本体機器メーカーによって製造又は委託製造されたインクカートリッジをいう。

イ.「再生インクカートリッジ」とは、使用済インクカートリッジにインクを再充填し、必要に応じて消耗部品を交換し、包装又は同梱される印刷物又は取扱説明書のいずれかに再生カートリッジであることの表記をされたインクカートリッジをいう。

4 「マテリアルリサイクル」とは、材料としてのリサイクルをいう。エネルギー回収や油

- 化、ガス化、高炉還元、コークス炉化学原料化は含まない。
- 5 「再使用・マテリアルリサイクル率」とは、使用済みとなって排出され、回収されたカートリッジ等の質量のうち、再使用又はマテリアルリサイクルされた部品質量の割合をいう。ただし、「回収されたカートリッジ等」の対象から、ウェブサイト又はカタログ等において回収対象外として公表しているカートリッジ等は除く。
- 6 「再資源化率」とは、使用済みとなって排出され、回収されたカートリッジ等質量のうち、再使用、マテリアルリサイクル、エネルギー回収や油化、ガス化、高炉還元又はコークス炉化学原料化された部品質量の割合をいう。ただし、「回収されたカートリッジ等」の対象から、ウェブサイト又はカタログ等において回収対象外として公表しているカートリッジ等は除く。
- 7 トナーカートリッジに係る判断の基準①及びインクカートリッジに係る判断の基準①の「回収システムがあること」とは、次の要件を満たすことをいう。
- ア. 製造事業者又は販売事業者が自主的に使用済みのカートリッジ等を回収（自ら回収し、又は他の者に委託して回収することをいう。複数の事業者が共同して回収することを含む。）するルート（販売店における回収ルート、逆流通ルートによる回収、使用者の要請に応じた回収等）を構築していること。
 - イ. カートリッジ本体に、製品名及び事業者名（ブランド名なども可）をユーザが見やすいように記載していること。
 - ウ. 製品の包装、同梱される印刷物、本体機器製品の取扱説明書又はウェブサイトのいずれかでユーザに対し使用済カートリッジ等の回収に関する具体的な情報（回収方法、回収窓口等）提供がなされていること。
- 8 トナーカートリッジに係る判断の基準④及びインクカートリッジに係る判断の基準④の「適正処理」とは、再使用又は再生利用できない部分については、使用済カートリッジ等を回収した事業者が自らの責任において適正に処理・処分していることをいい、他の事業者が実施する回収システムによって行う処理（事業者間において交わされた契約、合意等によって行う場合を除く。）は含まれない。ただし、その対象から、ウェブサイト又はカタログ等において回収対象外として公表しているカートリッジ等は除く。
- 9 トナー及びインクの「化学安全性」とは、次の基準による。
- ア. トナー及びインクには、以下の①～③の各物質が処方構成成分として添加されていないこと。
 - ①カドミウム、鉛、水銀、六価クロム、ニッケル及びその化合物。ただし、着色剤として用いられる分子量の大きいニッケルの錯化合物を除く。
 - ②以下の a～f の各物質。なお、d は別表 1 に示す物質、e は ECHA REACH 認可対象候補物質リスト（2012 年 6 月 18 日時点）による。
 - a. EC 規則 1272/2008 の Annex VI、表 3.1 のカテゴリ 1A、1B、又は 2 に分類される発がん性物質
 - b. EC 規則 1272/2008 の Annex VI、表 3.1 のカテゴリ 1A、1B、又は 2 に分類される変異原性物質
 - c. EC 規則 1272/2008 の Annex VI、表 3.1 のカテゴリ 1A、1B、又は 2 に分類される生殖毒性物質
 - d. REACH 規則の Annex XIII の基準に基づく、難分解性、生体蓄積性毒性物質（PBT 物質）又は極めて難分解性で高い生体蓄積性の物質（vPvB 物質）
 - e. REACH 第 59 条 1 項に記載のリスト（いわゆる SVHC 候補リスト）に掲げられた特に警告されている物質
 - f. EC 規則 1272/2008 の Annex VI の表 3.1 又は 3.2 に基づき以下の H フレーズ又は R フレーズを伴う混合物のラベリングを要する、又は同種混合物分類の要求に合致する物質

H370(R39/23/24/25/26/27/28) 臓器を傷害する
H371(R68/20/21/22) 臓器を傷害するおそれがある
H372(R48/25/24/23) 臓器を傷害する
H373(R48/20/21/22) 臓器を傷害するおそれがある

③一つ以上のアゾ基が分解されて別表 2 に示すアミンを放出する可能性のあるアゾ着色剤（染料又は顔料）

イ. トナー及びインクに殺虫・殺菌性物質を使用する場合には、「殺生物製品の市場での入手と使用を可能とすることに関する 2012 年 5 月 22 日付の欧州議会及び理事会規則 (EU)No528/2012」の Annex I にリストされた成分のみを処方構成成分として添加していること。ただし、リストされていない物質を使用する場合には、当該指令に基づいて承認申請が提出されていれば添加は許されるが、不認可が決定された場合にはその限りでない。

ウ. トナー及びインクに関し、Ames 試験において陰性であること。

エ. トナー及びインクの SDS（安全データシート）を備えていること。

別表 1 REACH 規則の Annex XIII の判定基準を満たす PBT 物質又は vPvB 物質

	化学物質名	CAS No.
1	アントラセン油（アントラセンペースト、アントラセン留分）	91995-15-2
2	アントラセン油（アントラセンペースト、軽蒸留）	91995-17-4
3	ペンタクロロチオフェノール	133-49-3
4	アントラセン油（アントラセン低含有）	90640-82-7
5	アントラセン油	90640-80-5
6	アントラセン油（アントラセンペースト）	90640-81-6
7	アントラセン	120-12-7
8	ペルククロブター-1,3-ジエン	87-68-3
9	シクロドデカン	294-62-2
10	テトラメチル鉛	75-74-1
11	重油留出物（コールタール）	90640-86-1
12	ピッチ蒸留残油（コールタール）	92061-94-4
13	クロロアルカン（C=10~13）	85535-84-8
14	ヘキサブロモシクロドデカン	25637-99-4
15	重油留出物（コールタール）ピレン留分	91995-42-5
16	2,4-ジクロロフェニル-4'-ニトロフェニルエーテル	1836-75-5
17	ピッチ留出物（コールタール）ピレン留分	91995-52-7
18	オクタブロモジフェニルエーテル	32536-52-0
19	1,1,1,3,3,3-ヘキサブタン-1-イルジスタンノキサン	56-35-9
20	1,2,3-トリクロロベンゼン	87-61-6
21	1,2,4-トリクロロベンゼン	120-82-1
22	高温コールタールピッチ	65996-93-2
23	1,9,10,11,12,12-ヘキサクロロ-5-オキソ-4,6-ジオキサー5λ(4)-チアトリシクロ[7. 2. 1. 0 (2,8)]ドデカ-10-エン	115-29-7
24	1,1,1-トリクロロ-2,2-ビス（4-クロロフェニル）エタン	50-29-3
25	r-1,c-2,t-3,c-4,c-5,t-6-ヘキサクロロシクロヘキサン	58-89-9
26	2,2,2-トリクロロ-1,1-ビス（4-クロロフェニル）エタノール	115-32-2
27	ペルククロベンゼン	118-74-1

別表 2 特定の芳香族アミン

	化学物質名	CAS No.
1	4-アミノジフェニル	92-67-1
2	ベンジジン	92-87-5

3	4-クロロ- <i>o</i> -トルイジン	95-69-2
4	2-ナフチルアミン	91-59-8
5	<i>o</i> -アミノアゾトルエン	97-56-3
6	2-アミノ-4-ニトロトルエン	99-55-8
7	<i>p</i> -クロロアニリン	106-47-8
8	2,4-ジアミノアニソール	615-05-4
9	4,4'-ジアミノジフェニルメタン	101-77-9
10	3,3'-ジクロロベンジジン	91-94-1
11	3,3'-ジメトキシベンジジン	119-90-4
12	3,3'-ジメチルベンジジン	119-93-7
13	3,3'-ジメチル-4,4'-ジアミノジフェニルメタン	838-88-0
14	<i>p</i> -クレシジン	120-71-8
15	4,4'-メチレンビス-（2-クロロアニリン）	101-14-4
16	4,4'-オキシジアニリン	101-80-4
17	4,4'-チオジアニリン	139-65-1
18	<i>o</i> -トルイジン	95-53-4
19	2,4-トルイレンジアミン	95-80-7
20	2,4,5-トリメチルアニリン	137-17-7
21	<i>o</i> -アニシジン	90-04-0
22	4-アミノアゾベンゼン	60-09-3

10 調達を行う各機関は、カートリッジ等の調達に当たって、本体機器への影響や印刷品質を勘案し、次の事項に十分留意すること。

ア. 以下のカートリッジ等の品質保証がなされていること。

- ① 自社規格によって品質管理が十分なされたものであり、印字不良・ジャム・トナー／インク漏れ・ノズル詰り・本体破損などの品質不良についての品質保証（使用される製品に起因する品質不良が発生した場合において、代替品の手配、機器本体の修理等）がなされていること（一般に本体機器の保証外のカートリッジ等の使用に起因する不具合への対応は、保守契約又は保証期間内であっても有償となる場合が多い。）。
- ② 本項の判断の基準を満たす製品の使用に起因するコピー機、プリンタ等の機器本体への破損故障等の品質に係る問題が発生した場合は、当該製品の情報（製品名、事業者名、ブランド名、機器本体名等）及び発生した問題を記録するよう努めること。

イ. 使用目的・用途等を踏まえインクカートリッジを選択すること。

- ① 写真画質等の高い印刷品質が必要な場合、長期保存する場合、直射日光の当たる場所での使用を想定する場合等は、耐光性、耐オゾン性、耐水性等に優れ、本体機器と連携のとれたインクカートリッジを選択すること。
- ② 新品インクカートリッジに充填されているインクと再生インクカートリッジに充填されているインクは同一のものではないことから発色が異なることを認識し、使用するインクカートリッジを選択すること。

11 調達を行う各機関は、カートリッジ等の調達に当たって、製品の化学安全性及び事業者の回収システム・リサイクルシステム・適正処理システム等の構築に関する信頼性の確保の観点から、事業者が次の書類を備えていること（例えば、事業者の判断で公開するウェブサイト等で確認できることなど）に十分留意すること。

ア. トナー又はインクに関する Ames 試験に係る報告書等

イ. トナー又はインクに関する SDS（安全データシート）

ウ. 配慮事項に示された各種システムの構築及び再資源化率等に係る判断の基準を満たすことを示す証明書等

(2) 目標の立て方

当該年度のトナーカートリッジ及びインクカートリッジの調達総量（個数）に占める基準を満たす物品の数量（個数）の割合とする。

6. 電子計算機等

6-3 ディスプレイ

(1) 品目及び判断の基準等

ディスプレイ	【判断の基準】 ① <u>表1及び表2に示された基準を満たすこと。コンピュータモニタにあっては、備考3の算定式により算定した年間消費電力量が備考4アの算定式により算定した最大年間消費電力量以下であること。</u> ② <u>サイネージディスプレイにあっては、次の要件を満たすこと。</u> <u>ア. 備考5の算定式により算定したオンモード消費電力が備考6アの算定式により算定した最大オンモード消費電力以下であること。</u> <u>イ. スリープモード消費電力が備考7の算定式により算定したスリープモード消費電力基準以下であること。</u> ③ <u>オフモード消費電力が0.5W以下であること。</u> ②④ <u>動作が再開されたとき、自動的に使用可能な状態に戻る。</u> ③⑤ <u>特定の化学物質が含有率基準値を超えないこと。また、当該化学物質の含有情報がウェブサイト等で容易に確認できること。</u> 【配慮事項】 ① <u>使用済製品の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあり、再使用又は再生利用されない部分については適正処理されるシステムがあること。</u> ② <u>資源有効利用促進法の判断の基準を踏まえ、製品の長寿命化及び省資源化又は部品の再使用若しくは原材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。</u> ③ <u>一度使用された製品からの再使用部品が可能な限り使用されていること、又は、プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。</u> ④ <u>製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</u> ⑤ <u>包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。</u>
--------	--

備考) 1 本項の判断の基準の対象とする「ディスプレイ」は、主としてコンピュータの表示装置として使用する標準的なものディスプレイスクリーン及び関連電子装置を有する製品であって、主な機能として、一つ以上の入力を介したコンピュータ、ワークステーション又はサーバ、外部ストレージ、もしくはネットワーク接続からの視覚情報を表示するもの(コンピュータモニタ、~~デジタルフォトフレーム、及び~~サイネージディスプレイ等)であって、可視対角線画面サイズが61インチ以下のものとする。

コンピュータモニタは、卓上での使用を基本とする環境のもとで一人の人が見ることを想定したものである。また、サイネージディスプレイは、通常、卓上の使用を基本としない環境において、複数の人が見ることを想定したものであって、次の①から④の要件のうち、2つ以上を満たすものとする。

- ① 対角線画面サイズが30インチを超えるもの
- ② 最大公表輝度が1平方メートル当たり400カンデラ(400cd/m²)を超えるもの
- ③ 画素密度が1平方インチ当たり5,000画素(5,000画素/in²)以下であるもの
- ④ 搭載スタンドなしで出荷するもの

2 判断の基準②、判断の基準③及び備考3から備考7において使用する動作モードは、以下のとおり。ただし、オフモードを備えていない製品の場合は、判断の基準③は適用しない

い。

①「オンモード」とは、ディスプレイが稼働し、主な機能を提供しているモードをいう。

②「スリープモード」とは、ディスプレイが一つ以上の主要ではない保護機能又は継続機能を提供する低電力モードをいう。なお、スリープモードは、以下の機能を有している。

- ・遠隔スイッチ、タッチ機能、内部センサー又はタイマーを経由してオンモードにする。
- ・時計を含む情報を提供する又は状態を表示する。
- ・センサー機能を維持する。
- ・ネットワークの存在を維持することができる。

③「オフモード」とは、ディスプレイが電力源に接続され、視覚情報を提供せず、かつ遠隔装置、内部信号又は外部信号により他のいかなるモードへも切り替えができないモードをいう。なお、ディスプレイは、使用者による統合型電源スイッチ又は制御装置の直接的な操作によってのみ、本モードを抜け出ることができる。また、一部の製品については、オフモードを持たないこともある。

3 コンピュータモニタに係る年間消費電力量の算定方法は、次式による。

$$E_{TEC} = 8.76 \times (0.35 \times P_{ON} + 0.65 \times P_{SLEEP})$$

E_{TEC} : 年間消費電力量 (単位: kWh)

P_{ON} : オンモード消費電力 (単位: W)

P_{SLEEP} : スリープモード消費電力 (単位: W)

4 コンピュータモニタに係る最大年間消費電力量、自動明るさ調節許容値及びタッチ機能許容値の算定方法は、次式による。

ア. 最大年間消費電力量

$$\text{最大年間消費電力量 (kWh)} = (E_{TEC_MAX} + E_{EP} + E_{ABC} + E_N + E_{OS} + E_T) \times \text{eff}_{AC_DC}$$

E_{TEC_MAX} : 表1により算定された最大消費電力量基準 (単位: kWh)

E_{EP} : 表2により算定された性能強化ディスプレイに適用される許容値 (単位: kWh)

E_{ABC} : 下記イにより算定された自動明るさ調節に適用される許容値 (単位: kWh)

E_N : 完全なネットワーク接続性に適用される許容値 $E_N = 2.9$ (kWh)

E_{OS} : 占有センサーに適用される許容値 $E_{OS} = 1.7$ (kWh)

E_T : 下記ウにより算定されたタッチ機能に適用される許容値 (単位: kWh)

eff_{AC_DC} : ディスプレイの給電で発生する交流・直流変換損失の標準補正係数であり、交流給電ディスプレイは1.0、標準直流ディスプレイは0.85

イ. 自動明るさ調節許容値

自動明るさ調節が初期設定で可能なコンピュータモニタの場合、オンモード電力低減率 R_{ABC} を算定し、 R_{ABC} が20%以上の場合に、自動明るさ調節許容値 E_{ABC} を適用する。オンモード電力低減率 R_{ABC} 及び自動明るさ調節許容値 E_{ABC} の算定方法は、次式による。

$$R_{ABC} = 100 \times (P_{300} - P_{12}) / P_{300}$$

P_{300} : 300lux の周囲光水準で試験したときのオンモード消費電力 (単位: W)

P_{12} : 12lux の周囲光水準で試験したときのオンモード消費電力 (単位: W)

$$E_{ABC} \text{ (kWh)} = 0.05 \times E_{TEC_MAX}$$

E_{TEC_MAX} : 最大消費電力量基準 (単位: kWh)

ウ. タッチ機能許容値

$$E_T \text{ (kWh)} = 0.15 \times E_{TEC_MAX}$$

E_{TEC_MAX} : 最大消費電力量基準 (単位: kWh)

5 サイネージディスプレイに係る最大オンモード消費電力の算定方法は、次式による。

$$P_{ON_MAX} = (4.0 \times 10^{-5} \times L \times A) + 119 \times \tanh(8.0 \times 10^{-4} \times (A - 200.0)) + 0.11 + 6$$

P_{ON_MAX} ：最大オンモード消費電力（単位：W）

A：可視画面面積（単位：平方インチ）

L：最大測定輝度（単位：cd/m²）

6 サイネージディスプレイに係るオンモード消費電力及び自動明るさ調節許容値の算定方法は、次式による。

ア. オンモード消費電力

$$\text{オンモード消費電力 (W)} = P_{ON_MAX} + P_{ABC}$$

P_{ON_MAX} ：最大オンモード消費電力（単位：W）

P_{ABC} ：下記イにより算定された自動明るさ調節に適用される許容値（単位：W）

イ. 自動明るさ調節許容値

自動明るさ調節が初期設定で可能なサイネージディスプレイの場合、備考4イによりオンモード電力低減率 R_{ABC} を算定し、 R_{ABC} が 20% 以上の場合に、自動明るさ調節許容値 P_{ABC} を適用する。自動明るさ調節許容値 P_{ABC} の算定方法は、次式による。

$$P_{ABC} (W) = 0.05 \times P_{ON_MAX}$$

P_{ON_MAX} ：最大オンモード消費電力（単位：W）

7 サイネージディスプレイに係るスリープモード消費電力基準の算定方法は、次式による。なお、最大スリープモード消費電力及び各許容値は、下表による。

$$\text{スリープモード消費電力基準} = P_{SLEEP_MAX} + P_N + P_{OS} + P_T$$

P_{SLEEP_MAX} ：最大スリープモード消費電力（単位：W）

P_N ：完全なネットワーク接続性に適用される許容値（単位：W）

P_{OS} ：占有センサーに適用される許容値（単位：W）

P_T ：タッチ機能に適用される許容値（単位：W）

表 画面サイズによるスリープモード消費電力基準及び各許容消費電力

画面サイズ (インチ)	P_{SLEEP_MAX} (W)	P_N (W)	P_{OS} (W)	P_T (W)
画面サイズ ≤ 30	0.5	3.0	0.3	0.0
画面サイズ > 30				1.5

2-8 「特定の化学物質」とは、鉛及びその化合物、水銀及びその化合物、カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、ポリブロモビフェニル並びにポリブロモジフェニルエーテルをいう。

3-9 判断の基準**③⑤**については、パーソナルコンピュータ表示装置に適用することとし、特定の化学物質の含有率基準値は、JIS C 0950:2008（電気・電子機器の特定の化学物質の含有表示方法）の附属書Aの表A.1（特定の化学物質、化学物質記号、算出対象物質及び含有率基準値）に定める基準値とし、基準値を超える含有が許容される項目については、上記 JIS の附属書Bに準ずるものとする。なお、その他付属品等の扱いについては JIS C 0950:2008 に準ずるものとする。

4-10 「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。

5-11 調達を行う各機関は、化学物質の適正な管理のため、物品の調達時に確認した特定の化学物質の含有情報を、当該物品を廃棄するまで管理・保管すること。

12 消費電力等の測定方法については、「国際エネルギースタープログラムの制度運用細則（平成26年7月施行） 別表第2-2（平成28年10月発効）」による。

表1—ディスプレイに係るオンモード消費電力の基準

製品機種及び 対角線画面サイズd(インチ)	$D_p \leq 20,000$ の場合の 消費電力(W)	$D_p > 20,000$ の場合の 消費電力(W)
$d < 12.0$	$\leq 6.0 \times r + 0.05 \times A + 3.0$	$\leq 6.0 \times r_1 + 3.0 \times r_2 + 0.05 \times A + 3.0$
$12.0 \leq d < 17.0$	$\leq 6.0 \times r + 0.01 \times A + 5.5$	$\leq 6.0 \times r_1 + 3.0 \times r_2 + 0.01 \times A + 5.5$
$17.0 \leq d < 23.0$	$\leq 6.0 \times r + 0.025 \times A + 3.7$	$\leq 6.0 \times r_1 + 3.0 \times r_2 + 0.025 \times A + 3.7$
$23.0 \leq d < 25.0$	$\leq 6.0 \times r + 0.06 \times A - 4.0$	$\leq 6.0 \times r_1 + 3.0 \times r_2 + 0.06 \times A - 4.0$
$25.0 \leq d \leq 61.0$	$\leq 6.0 \times r + 0.1 \times A - 14.5$	$\leq 6.0 \times r_1 + 3.0 \times r_2 + 0.1 \times A - 14.5$
$30.0 \leq d \leq 61.0$ (サイネージディスプレイに適用)	$\leq 0.27 \times A + 8.0$	

備考) 1—「r」はディスプレイ解像度(メガピクセル)を、「A」は可視画面面積(平方インチ)をそれぞれ表す。また、画素密度 D_p 及び r_1 、 r_2 の算出方法は、次式による。

$$D_p = r \times 10^6 / A$$

$D_p > 20,000$ の場合：

$$r_1 = 20,000 \times A / 10^6, r_2 = (D_p - 20,000) \times A / 10^6$$

2—「オンモード」とは、主機能を1つ以上提供しているときの消費電力モードをいう。

3—「サイネージディスプレイ」とは、一般に対角線画面サイズが12インチより大きく、画素密度が5,000以下の業務用表示板をいう。

4—次の①から③に示す特性及び機能をすべて有するコンピュータモニタについては、本表に従って算出された消費電力のPに許容値の P_{EP} を加算して算出された値を適合判断に用いるものとする。

①画面カバーガラスの有無にかかわらず、少なくとも85度の水平視角において最低60:1のコントラスト比が測定されるもの

②2.3メガピクセル以上の基本解像度のもの

③IEC 61966-2-1により規定されている、少なくともsRGBの色域サイズのもの(色空間における変化は、規定のsRGB色の99%以上に対応している限り許容される)

対角線画面サイズが27インチ未満の場合： $P_{EP} = 0.30 \times P$

対角線画面サイズが27インチ以上の場合： $P_{EP} = 0.75 \times P$

5—初期設定により周囲光に応じてディスプレイの明るさを自動調節する機能が有効にされている機器については、本表に従って算出された消費電力(P)に許容値の P_{ABC} を加算して算出された値を適合判断に用いるものとする。ただし、下記の消費電力低減率 R_{ABC} が20%未満の場合は P_{ABC} を加算しない。消費電力低減率 R_{ABC} 及び許容値 P_{ABC} の算出方法は、次式による。

$$R_{ABC} = 100 \times (P_{300} - P_{10}) / P_{300}$$

P_{300} は300luxの周囲光水準、 P_{10} は10luxの周囲光水準で試験したときの消費電力

$$P_{ABC} = 0.10 \times P$$

6—消費電力の測定方法については、「国際エネルギースタープログラムの制度運用細則(平成25年6月施行)——別表2—2」による。

表2—ディスプレイに係るスリープモード消費電力及びオフモード消費電力の基準

スリープモード 消費電力 (W)	オフモード 消費電力 (W)
≤0.5	≤0.5

備考) 1—「スリープモード」とは、接続している装置又は内部要因から信号を受信した後に製品が移行する消費電力モード（接続されている機器、ネットワーク、遠隔操作装置、内部要因から信号を受け取った場合に当該モードから復帰可能であること。）をいう。

2—スリープモード消費電力の基準は、表3のブリッジ接続又はネットワーク能力に対するスリープモード消費電力許容値及び表4の追加能力に対するスリープモード消費電力許容値を加算して算出された値を適合判断に用いるものとする。

3—「オフモード」とは、電源に接続しているが、オンモード又はスリープモードのいずれの機能も提供していないときの消費モード（使用者による電源スイッチ又は制御装置の直接的な操作によってのみ、本モードを終了させることができる。）をいう。なお、必ずしも本モードを備えている必要はなく、本モードを提供する機器の場合は、本表の基準を満たすこと。

4—消費電力の測定方法については、「国際エネルギースタープログラムの制度運用細則（平成25年6月施行）別表2—2」による。

表3—ブリッジ接続又はネットワーク能力に対するスリープモード消費電力許容値

能力	対象となる種類	消費電力 許容値 (W)
ブリッジ接続	USB1.x	0.1
	USB2.x	0.5
	USB3.x、ディスプレイポート（非映像接続）、サンダーボルト	0.7
ネットワーク接続	Wi-Fi	2.0
	ファストイーサネット	0.2
	ギガビットイーサネット	1.0

表4—追加能力に対するスリープモード消費電力許容値

能力	対象となる種類	消費電力 許容値 (W)
センサー	占有センサー	0.5
メモリ	フラッシュメモ리카ード／スマートカードリーダー、カメラインターフェース、ピクトブリッジ	0.2

表1 コンピュータモニタに係る最大消費電力量基準

可視画面面積（平方インチ）	最大消費電力量基準（kWh）
$A < 130$	$(6.13 \times r) + (0.06 \times A) + 9$
$130 \leq A < 150$	$(6.13 \times r) + (0.69 \times A) - 72.38$
$150 \leq A < 180$	$(6.13 \times r) + (0.21 \times A) - 0.50$
$180 \leq A < 200$	$(6.13 \times r) + (0.05 \times A) + 28$
$200 \leq A < 230$	$(6.13 \times r) + (0.03 \times A) + 31.33$
$230 \leq A < 280$	$(6.13 \times r) + (0.2 \times A) - 7$
$280 \leq A < 300$	$(6.13 \times r) + 49$
$300 \leq A < 500$	$(6.13 \times r) + (0.2 \times A) - 11$
$A \geq 500$	89

備考）rは画面解像度（メガピクセル）を、Aは可視画面面積（平方インチ）をそれぞれ表す。

表2 コンピュータモニタに係る性能強化ディスプレイの消費電力量の許容値

色域区分	許容値（kWh）
CIE LUV の 32.9%以上	$0.15 \times (E_{\text{TEC MAX}} - 6.13 \times r)$
CIE LUV の 38.4%以上	$0.65 \times (E_{\text{TEC MAX}} - 6.13 \times r)$

備考）1 次の①から③のすべてを満たすコンピュータモニタについては、本表に従って算定された性能強化ディスプレイの消費電力量の許容値を最大年間消費電力量に用いることができる。

①画面カバーガラスの有無にかかわらず、平面画面では少なくとも 85° から直角の水平視野角度において、曲面画面においては少なくとも 83° から直角の水平視野角度において、最低 60 対 1 のコントラスト比であること

②基本解像度は 2.3 メガピクセル以上であること

③色域は CIE LUV の 32.9%以上であること

2 $E_{\text{TEC MAX}}$ は最大消費電力量基準を、r は画面解像度（メガピクセル）をそれぞれ表す。

(2) 目標の立て方

当該年度のディスプレイの調達（リース・レンタル契約を含む。）総量（台数）に占める基準を満たす物品の数量（台数）の割合とする。

6-4 記録用メディア

(1) 品目及び判断の基準等

記録用メディア	【判断の基準】 ○次のいずれかの要件を満たすこと〔判断の基準はケースに適用〕。 ①再生プラスチックがケース全体 <u>プラスチック</u>重量の 30%<u>40%</u>以上使用されていること。 ②厚さ 5mm 程度以下のスリムタイプケースであること、又は集合タイプ（スピンドルタイプなど）であること。 ③植物を原料とするプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものが使用されていること。 ④紙製にあつては、古紙パルプ配合率 70%以上であること。また、紙の原料にバージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。 【配慮事項】 ①材料に紙が含まれる場合でバージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。 ②製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であつて、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。
---------	--

- 備考) 1 本項の判断の基準の対象とする「記録用メディア」は、直径 12cm の CD-R、CD-RW、DVD±R、DVD±RW、DVD-RAM、BD-R、BD-RE とする。
- 2 「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。
- 3 「環境負荷低減効果が確認されたもの」とは、製品のライフサイクル全般にわたる環境負荷についてトレードオフを含め定量的、客観的かつ科学的に分析・評価し、第三者の LCA 専門家等により環境負荷低減効果が確認されたものをいう。
- 4 木質又は紙の原料となる原木についての合法性及び持続可能な森林経営が営まれている森林からの産出に係る確認を行う場合には、林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン(平成 18 年 2 月 15 日)」に準拠して行うものとする。
- ただし、平成 18 年 4 月 1 日より前に伐採業者が加工・流通業者等と契約を締結している原木に係る合法性の確認については、平成 18 年 4 月 1 日の時点で原料・製品等を保管している者が証明書に平成 18 年 4 月 1 日より前に契約を締結していることを記載した場合には、上記ガイドラインに定める合法的な木材であることの証明は不要とする。なお、本ただし書きの設定期間については、市場動向を勘案しつつ、適切に検討を実施することとする。

(2) 目標の立て方

当該年度の記録用メディアの調達総量（個数）に占める基準を満たす物品の数量（個数）の割合とする。

7. オフィス機器等

7-2 デジタル印刷機

(1) 品目及び判断の基準等

デジタル印刷機	【判断の基準】 ①エネルギー消費効率が表に示された区分ごとの基準の数値を上回らないこと。 ②使用される用紙が特定調達品目に該当する場合は、特定調達物品等を使用することが可能であること。 【配慮事項】 <u>①特定の化学物質が含有率基準値を超えないこと。</u> <u>①②</u>インク容器の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。 <u>②③</u>使用される電池には、カドミウム化合物、鉛化合物及び水銀化合物が含まれないこと。ただし、それらを含む電池が確実に回収され、再使用、再生利用又は適正処理される場合は、この限りでない。 <u>③④</u>分解が容易である等部品の再使用又は材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 <u>④⑤</u>一度使用された製品からの再使用部品が可能な限り使用されていること、又は、プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。 <u>⑤⑥</u>低電力モード（一定時間操作が行われなかった後に自動的に切り替えられる低電力状態をいう。以下同じ。）及びオートシャットオフモード（一定時間操作が行われなかった後に自動オフ機能によって電源を切った状態をいう。以下同じ。）への移行時間は出荷時に5分以下に設定されていること。ただし、出荷後、変更することができない構造の機械については既定値とする。 <u>⑥⑦</u>製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。 <u>⑦⑧</u>包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。
---------	---

備考) 1 「デジタル印刷機」とは、デジタル製版機能を有した孔版方式の全自動印刷機をいう。

2 「特定の化学物質」とは、鉛及びその化合物、水銀及びその化合物、カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、ポリブロモビフェニル並びにポリブロモジフェニルエーテルをいう。

3 特定の化学物質の含有率基準値は、JIS C 0950:2008（電気・電子機器の特定の化学物質の含有表示方法）の附属書Aの表A.1（特定の化学物質、化学物質記号、算出対象物質及び含有率基準値）に定める基準値とし、基準値を超える含有が許容される項目については、上記JISの附属書Bに準ずるものとする。

2-4 「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。

表 デジタル印刷機のエネルギー消費効率の基準

		デジタル印刷機エネルギー消費効率 (W)			
		A3 対応機		B4 対応機, A4 対応機	
		プリンタ機能 作動時	プリンタ機能 非作動時	プリンタ機能 作動時	プリンタ機能 非作動時
プリンタ機能標準装備型		35.5	28	22	20
上記以外	プリンタ機能あり	35.5		22	
	プリンタ機能なし		24		19

備考) 1 「プリンタ機能標準装備型」とは、パソコンの出力プリンタとして動作する機能が標準装備として付加され、製品として切り離すことのできないものをいう。

2 「上記以外」とは、拡張機能としてパソコンの出力プリンタとして動作する機能を付加できるもの及びパソコンの出力プリンタとして動作することができないものをいう。

3 「A3 対応機」、「B4 対応機」、「A4 対応機」とは、次による。

A3 対応機：最大印刷領域の各辺がそれぞれ 287mm、409mm 以上のもの

B4 対応機：最大印刷領域の各辺がそれぞれ 250mm、353mm 以上のもの

A4 対応機：最大印刷領域の各辺がそれぞれ 204mm、288mm 以上のもの

4 エネルギー消費効率の算定方法については次式による。

$$E = (A + 7 \times B) / 8$$

A：機械立ち上げ時の 1 時間における消費電力量 (Wh)

- ・ 電源の投入後、印刷速度はデフォルトで、テストチャートを使用して 1 版目を製版し、①の条件で印刷を行う。印刷終了後直ちに同じ条件で 2 版目の製版を開始し、①の条件で印刷を行う。その後その状態で放置するものとする。
- ・ 電源投入後速度変更はしない。

B：通常時の 1 時間における消費電力量 (Wh)

- ・ A の測定終了後 1 版目を製版し、①の条件で印刷を行う。印刷終了後直ちに同じ条件で 2 版目の製版を開始し、①の条件で印刷を行う。その後その状態で放置するものとする。

A、B の測定条件

- ① 1 版当たりの印刷枚数 200 枚／版
- ② 1 時間の製版枚数 2 版／時
- ③ 1 時間の印刷枚数 400 枚／時
- ④ 印刷速度 工場出荷時に設定された電源投入時の速度
- ⑤ テストチャート A4、画像面積比率 4～7%
- ⑥ 標準印刷用紙 64g/m²の上質紙
- ⑦ 測定時の環境条件 温度：21±3℃／湿度：65±10%
測定前に 12 時間以上放置
- ⑧ プリンタ機能非作動時の測定の場合、放置時におけるオートシャットオフモード又は低電力モードへの移行を認める。
- ⑨ 低電力モード及びオートシャットオフモードへの移行時間は 5 分にセットする。ただし、出荷後、変更することができない構造の機械については既定値を用いる。

- ⑩ プリンタ機能作動時の測定の場合、オートシャットオフモード機能を作動させてはならない、また、放置時における低電力モードへの移行を認める。

(2) 目標の立て方

当該年度のデジタル印刷機の調達(リース・レンタル契約を含む。)総量(台数)に占める基準を満たす物品の数量(台数)の割合とする。

8. 移動電話等

(1) 品目及び判断の基準等

携帯電話 PHS スマートフォン	【判断の基準】 ①携帯電話又はPHSにあっては、ア又はイのいずれかの要件を満たすこと。 ア. 搭載機器・機能の簡素化がなされていること。 イ. 機器本体を交換せずに、端末に搭載するアプリケーションのバージョンアップが可能となる取組がなされていること。 ②分解が容易である等部品の再使用又は材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていることなど、表に掲げる評価基準に示された環境配慮設計がなされていること。環境配慮設計の実施状況については、その内容がウェブサイトをはじめ環境報告書等により公表され、容易に確認できること。 ③使用済製品の回収及びマテリアルリサイクルのシステムがあること。回収及びマテリアルリサイクルのシステムについては、取組効果の数値が製造事業者、通信事業者又は販売事業者等のウェブサイトをはじめ環境報告書等により公表され、容易に確認できること。 ④回収した製品の部品の再使用又は再生利用できない部分については、製造事業者、通信事業者又は販売事業者において適正処理されるシステムがあること。 ⑤バッテリー等の消耗品について、製造事業者、通信事業者又は販売事業者において修理するシステム、及び更新するための部品を保管するシステムがあること（製品製造終了後6年以上保有）。 ⑥特定の化学物質が含有率基準値を超えないこと。また、当該化学物質の含有情報がウェブサイト等で容易に確認できること。 【配慮事項】 ①製品の省電力化や充電器の待機時消費電力の低電力化等による省エネルギー化がなされていること。 ②筐体又は部品に希少金属類が使用されている場合、希少金属類を可能な限り減量または代替する取組がなされていること。 ③機器本体や消耗品以外の部品についても、修理するシステム、及び更新するための部品を保管するシステムがあること。 ④筐体部分におけるハロゲン系難燃剤の使用が可能な限り削減されていること。 ⑤筐体又は部品（充電器含む。）にプラスチックが使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。 ⑥製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。 ⑦包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。
---------------------------------------	---

備考) 1 本項の判断の基準の対象とする「携帯電話」とは、携帯用に搭載される移動局電話装置で携帯電話無線基地局に接続されるものであって、通常の行政事務の用に供するものをいう。

- 2 本項の判断の基準の対象とする「PHS」とは、携帯用に搭載される移動局電話装置で公衆用 PHS 基地局に接続されるものであって、通常の行政事務の用に供するものをいう。
- 3 本項の判断の基準の対象とする「スマートフォン」とは、携帯電話又は PHS に携帯情報端末を融合させたもので、音声通話機能・ウェブ閲覧機能を有し、利用者が自由にアプリケーションソフトを追加して機能拡張等が可能な端末をいう。
- 4 「搭載機器・機能の簡素化」とは、可能な限り通話及びメール機能等に限定することとする。
- 5 判断の基準②については、表の評価項目ごとに評価基準に示された環境配慮設計がなされていることを指す。
- 6 判断の基準③の「回収及びマテリアルリサイクルのシステムがあること」とは、次の要件を満たすことをいう。

回収のシステムについては、次の要件ア、イ及びウを満たすこと。

- ア. 製造事業者又は販売事業者が自主的に使用済みの製品等を回収（自ら回収し、又は他の者に委託して回収することをいう。複数の事業者が共同して回収することを含む。）するルート（販売店における回収ルート、使用者の要請に応じた回収等）を構築していること。
- イ. 回収が適切に行われるよう、製品本体に製品名及び事業者名（ブランド名なども可）が廃棄時に見やすく記載されていること。
- ウ. 製品の包装、同梱される印刷物、製品本体の取扱説明書又はウェブサイトのいずれかでユーザに対し使用済製品等の回収に関する具体的な情報（回収方法、回収窓口等）の提供がなされていること。

マテリアルリサイクルのシステムについては、次の要件エ及びオを満たすこと。

- エ. 金属やプラスチック等を材料としてリサイクルするための取組がなされていること。
- オ. 部品の素材情報については、廃棄時に分別が容易なよう可能な限り記載されていること。

- 7 判断の基準⑤の「製品製造終了後6年以上保有」については、スマートフォンには適用しないものとする。また、通信システムの切替等にともない、当該機器が継続的に使用できない場合にあっては、「製品製造終了後6年以上保有」は適用しないものとする。

- 8 「特定の化学物質」とは、鉛及びその化合物、水銀及びその化合物、カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、ポリブロモビフェニル並びにポリブロモジフェニルエーテルをいう。

- 9 特定の化学物質の含有率基準値は、JIS C 0950:2008（電気・電子機器の特定の化学物質の含有表示方法）の附属書 A の表 A.1（特定の化学物質、化学物質記号、算出対象物質及び含有率基準値）に定める基準値とし、基準値を超える含有が許容される項目については、上記 JIS の附属書 B に準ずるものとする。なお、その他付属品等の扱いについては JIS C 0950:2008 に準ずるものとする。

- 10 「希少金属類」とは、昭和 59 年 8 月の通商産業省鉱業審議会レアメタル総合対策特別小委員会において特定された 31 鉱種（希土類は 17 元素を 1 鉱種として考慮）の金属をいう。

- 11 「再生プラスチック」とは、製品として使用された後に廃棄されたプラスチック及び製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材又は不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。

- 12 調達を行う各機関は、次の事項に十分留意すること。

- ア. 調達に当たって、使用目的・業務内容を十分勘案し、必要な機器・機能を要件とすること。

- イ. マニュアルや充電器等の付属品については必要最小限とするような契約の方法を検討すること。
- ウ. 物品の調達時に取扱説明書等に記載されている配慮事項を確認し、配慮すること。
- エ. 移動電話等端末の更新等により端末を処分するに当たっては、回収システムを利用した適切な処理を行うこと。

表 移動電話等に係る環境配慮設計項目

目 的	評 価 項 目	評 価 基 準
リデュース配慮設計	製品等の省資源化（小型化、軽量化）	製品の容積や質量を、削減抑制していること。
	製品の省電力化	製品の消費電力を抑制していること。また、低消費電力技術等の開発に取り組んでいること。
	製品の長寿命化	製品の信頼性、耐久性が維持又は向上していること。
リユース配慮設計	共有化設計	充電器等について、リユースが容易な設計になっていること。
	分離・分解しやすい設計	リユースのための分離・分解が容易であること。
リサイクル配慮設計	リサイクル時の環境負荷低減	希少な材料を含む部品や鉄、銅、アルミニウム等汎用金属類の種類が把握できていること。
		複合材料の使用やリサイクルを阻害する加工等を削減していること。
	分離・分解が容易な構造	再資源化原料として利用が可能な材料、部品にするための分離・分解が容易であること。
		異種材料の分離が容易な構造であること。
	分別の容易性	リサイクルのための分離・分解が容易であること。
		リサイクルのための材料、部品等の材料判別が容易であること。
		製品の筐体に使用するプラスチックの種類、グレードが可能な限り統一されていること。

(2) 目標の立て方

当該年度の携帯電話、PHS及びスマートフォンの調達（リース・レンタル契約を含む。）総量（台数）に占める基準を満たす物品の数量（台数）の割合とする。

9. 家電製品

9-1 電気冷蔵庫等

(1) 品目及び判断の基準等

電気冷蔵庫	【判断の基準】 ① <u>電気冷蔵庫及び電気冷凍冷蔵庫にあっては、エネルギー消費効率が表に示された区分ごとの算定式を用いて算出した基準エネルギー消費効率に100/165100/86</u>を乗じて小数点以下を切り捨てた数値を上回らないこと。 ② <u>電気冷凍庫にあっては、エネルギー消費効率が表に示された区分ごとの算定式を用いて算出した基準エネルギー消費効率に100/90を乗じて小数点以下を切り捨てた数値を上回らないこと。</u> ②③冷媒及び断熱材発泡剤にフロン類が使用されていないこと。 ③④特定の化学物質が含有率基準値を超えないこと。また、当該化学物質の含有情報がウェブサイト等で容易に確認できること。 【配慮事項】 ①資源有効利用促進法の判断の基準を踏まえ、製品の長寿命化及び省資源化又は原材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 ②プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。 ③使用される塗料は、有機溶剤及び臭気が可能な限り少ないものであること。 ④製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。 ⑤包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。
電気冷凍庫	
電気冷凍冷蔵庫	

備考) 1 次の①から④のいずれかに該当するものは、本項の判断の基準の対象とする「電気冷蔵庫」~~「電気冷凍庫」~~及び「電気冷凍冷蔵庫」に含まれないものとする。

①業務の用に供するために製造されたもの

~~①②~~熱電素子を使用するもの

~~②業務の用に供するために製造されたもの~~

③吸収式のもの

④ワイン貯蔵が主な用途であるもの

また、上記①から③のいずれかに該当するものは、本項の判断の基準の対象とする「電気冷凍庫」に含まれないものとする。

2 「フロン類」とは、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成13年法律第64号）第2条第1項に定める物質をいう。

3 「特定の化学物質」とは、鉛及びその化合物、水銀及びその化合物、カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、ポリブロモビフェニル並びにポリブロモジフェニルエーテルをいう。

4 特定の化学物質の含有率基準値は、JIS C 0950:2008（電気・電子機器の特定の化学物質の含有表示方法）の附属書Aの表A.1（特定の化学物質、化学物質記号、算出対象物質及び含有率基準値）に定める基準値とし、基準値を超える含有が許容される項目については、上記JISの附属書Bに準ずるものとする。なお、その他付属品等の扱いについてはJIS C

0950:2008 に準ずるものとする。ただし、判断の基準③④については、電気冷凍庫には適用しない。

- 5 「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。
- 6 調達を行う各機関は、化学物質の適正な管理のため、物品の調達時に確認した特定の化学物質の含有情報を、当該物品を廃棄するまで管理・保管すること。

7—判断の基準①については、次のとおりとする。

ア. 定格内容積 250 リットル以下のものは、基準を満たす製品が市場に十分供給されるまでの期間は、表に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率算定式を用いて算出した基準エネルギー消費効率を上回らないことで特定調達物品等とみなすこととする。なお、当該期間については、市場動向を勘案しつつ、検討を実施することとする。

イ. 定格内容積 250 リットル超 400 リットル以下のものは、平成 27 年度の 1 年間は経過措置とし、この期間においては、表に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率算定式を用いて算出した基準エネルギー消費効率に 100/133 を乗じて小数点以下を切り捨てた数値を上回らないことで特定調達物品等とみなすこととする。

表—電気冷蔵庫等に係る基準エネルギー消費効率算定式

区——分				基準エネルギー消費効率算定式
種——別	冷却方式	定格内容積	冷蔵室区画の扉の枚数	
電気冷蔵庫及び電気冷凍冷蔵庫	冷気自然対流方式のもの			$E=0.844 \times V_1 + 155$
	冷気強制循環方式のもの	300 リットル以下		$E=0.774 \times V_1 + 220$
		300 リットル超	1 枚	$E=0.302 \times V_1 + 343$
			2 枚以上	$E=0.296 \times V_1 + 374$
電気冷凍庫	冷気自然対流方式のもの			$E=0.844 \times V_2 + 155$
	冷気強制循環方式のもの	300 リットル以下		$E=0.774 \times V_2 + 220$
		300 リットル超		$E=0.302 \times V_2 + 343$

備考) 1—E 及び V_1 、 V_2 は、次の数値を表す。

E: 基準エネルギー消費効率 (単位: kWh/年)

V_1 : 調整内容積 (冷凍室の定格内容積に、当該冷凍室がスリースター室タイプのものにあつては 2.20 を、ツースター室タイプのものにあつては 1.87 を、ワンスター室タイプのものにあつては 1.54 を乗じた数値に冷蔵室以外の貯蔵室の定格内容積を加え、小数点以下を四捨五入した数値) (単位: L)

V_2 : 調整内容積 (冷凍室の定格内容積に、当該冷凍室がスリースター室タイプのものにあつては 2.20 を、ツースター室タイプのものにあつては 1.87 を、ワンスター室タイプのものにあつては 1.54 を乗じ、小数点以下を四捨五入した数値) (単位: L)

2—電気冷蔵庫及び電気冷凍冷蔵庫のエネルギー消費効率の算定法については、エネルギーの使用の合理化等に関する法律に基づく経済産業省告示第 34 号 (平成 25 年 3 月 1 日) の「3 エネルギー消費効率の測定方法(2)」による。

③—電気冷凍庫のエネルギー消費効率の算定法については、エネルギーの使用の合理化等に関する法律に基づく経済産業省告示第 35 号（平成 25 年 3 月 1 日）の「3 エネルギー消費効率の測定方法(2)」による。

表 電気冷蔵庫、電気冷凍冷蔵庫及び電気冷凍庫に係る基準エネルギー消費効率算定式

種 別	区 分		基準エネルギー消費効率 の算定式
	冷却方式	定格内容積	
電気冷蔵庫及び 電気冷凍冷蔵庫	冷気自然対流方式のもの	—	$E_1=0.735 \times V_1+122$
	冷気強制循環方式のもの	375 リットル以下	$E_1=0.199 \times V_1+265$
		375 リットル超	$E_1=0.281 \times V_1+112$
電気冷凍庫	冷気自然対流方式のもの	—	$E_2=0.589 \times V_2+74$
	冷気強制循環方式のもの	—	$E_2=1.328 \times V_2+80$

備考) 1 E_1 、 V_1 及び E_2 、 V_2 は、次の数値を表すものとする。

E_1 ：基準エネルギー消費効率（単位：kWh/年）

V_1 ：調整内容積（各貯蔵室の定格内容積に調整内容積係数を乗じた数値の総和であって、次に掲げる算定式により算出し、小数点以下を四捨五入した数値）（単位：L）

$$V_1 = \sum (Kci \times Vi) \quad (i=1, \dots, n)$$

Kci：調整内容積係数（次の表の左欄に掲げる貯蔵室の種類ごとに右欄に掲げる数値）

Vi：定格内容積（次の表の左欄に掲げる貯蔵室の種類ごとの数値）（単位：L）

n：電気冷蔵庫及び電気冷凍冷蔵庫の貯蔵室数

貯蔵室の種類	調整内容積係数 (Kci)
パントリー	0.38
セラー	0.62
冷蔵	1
チラー	1.1
ゼロスター	1.19
ワンスター	1.48
ツースター	1.76
スリースター又はフォースター	2.05

E_2 ：基準エネルギー消費効率（単位：kWh/年）

V_2 ：調整内容積（各貯蔵室の定格内容積に調整内容積係数を乗じた数値の総和であって、次に掲げる算定式により算出し、小数点以下を四捨五入した数値）（単位：L）

$$V_2 = \sum (Kci \times Vi) \quad (i=1, \dots, n)$$

Kci：調整内容積係数（次の表の左欄に掲げる貯蔵室の種類ごとに右欄に掲げる数値）

Vi：定格内容積（次の表の左欄に掲げる貯蔵室の種類ごとの数値）（単位：L）

n：電気冷凍庫の貯蔵室数

貯蔵室の種類	調整内容積係数 (Kci)
ワンスター	1.48
ツースター	1.76
スリースター又はフォースター	2.05

2 電気冷蔵庫及び電気冷凍冷蔵庫のエネルギー消費効率の算定法については、エネルギーの使用の合理化等に関する法律に基づく経済産業省告示第 38 号（平成 28 年 3 月 1 日）の「3 エネルギー消費効率の測定方法(3)」による。

3 電気冷凍庫のエネルギー消費効率の算定法については、エネルギーの使用の合理化等に関する法律に基づく経済産業省告示第 39 号（平成 28 年 3 月 1 日）の「3 エネルギー消費効率の測定方法(3)」による。

(2) 目標の立て方

当該年度の電気冷蔵庫、電気冷凍庫及び電気冷凍冷蔵庫の調達（リース・レンタル契約を含む。）総量（台数）に占める基準を満たす物品の数量（台数）の割合とする。

9-2 テレビジョン受信機

(1) 品目及び判断の基準等

テレビジョン受信機	【判断の基準】 ①液晶パネルを有するテレビジョン受信機（以下「液晶テレビ」という。）又はプラズマディスプレイパネルを有するテレビジョン受信機（以下「プラズマテレビ」という。）にあつては、エネルギー消費効率が表に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率又は算定式を用いて算出した基準エネルギー消費効率に100/198を乗じて小数点以下を切り捨てた数値を上回らないこと。 ②リモコン待機時の消費電力が0.5W以下であること。 ③特定の化学物質が含有率基準値を超えないこと。また、当該化学物質の含有情報がウェブサイト等で容易に確認できること。 【配慮事項】 ①資源有効利用促進法の判断の基準を踏まえ、製品の長寿命化及び省資源化又は原材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 ②プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。 ③製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であつて、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。 ④包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。
-----------	--

備考) 1 次のいずれかに該当するものは、本項の判断の基準の対象とする「テレビジョン受信機」に含まれないものとする。

- ①ブラウン管を有するテレビジョン受信機
 - ②産業用のもの
 - ③水平周波数が 33.8 キロヘルツを超えるブラウン管方式マルチスキャン対応のもの
 - ④ツーリスト向け仕様のもの
 - ⑤リアプロジェクション方式のもの
 - ⑥受信機型サイズが 10 型若しくは 10V 型以下のもの
 - ⑦ワイヤレス方式のもの
 - ⑧電子計算機用ディスプレイであつてテレビジョン放送受信機能を有するもの
- 2 判断の基準②については、赤外線リモコンに適用することとし、「リモコン待機時の消費電力」とは、リモコンで電源を切った状態の消費電力をいう。
- 3 「特定の化学物質」とは、鉛及びその化合物、水銀及びその化合物、カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、ポリブロモビフェニル並びにポリブロモジフェニルエーテルをいう。
- 4 特定の化学物質の含有率基準値は、JIS C 0950:2008（電気・電子機器の特定の化学物質の含有表示方法）の附属書 A の表 A.1（特定の化学物質、化学物質記号、算出対象物質及び含有率基準値）に定める基準値とし、基準値を超える含有が許容される項目については、上記 JIS の附属書 B に準ずるものとする。なお、その他付属品等の扱いについては JIS C 0950:2008 に準ずるものとする。
- 5 「再生プラスチック」とは、製品として使用された後に廃棄されたプラスチック及び製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材又は不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。

6 調達を行う各機関は、化学物質の適正な管理のため、物品の調達時に確認した特定の化学物質の含有情報を、当該物品を廃棄するまで管理・保管すること。

7 判断の基準①については、受信機型サイズが 39V 型以下のものは、平成 2829 年度 1 年間は経過措置とし、この期間においては、表に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率又は算定式を用いて算出した基準エネルギー消費効率に 100/149 を乗じて小数点以下を切り捨てた数値を上回らないことで特定調達物品等とみなすこととする。なお、経過措置については、市場動向を勘案しつつ、適切に検討を実施することとする。

表 液晶テレビ又はプラズマテレビに係る基準エネルギー消費効率又は算定式

区 分				基準エネルギー消費効率又は算定式
画素数	受信機型サイズ	動画表示	付加機能	
FHD	19V型未満	液晶ノーマル	付加機能を有しないもの	E=59
			付加機能を1つ有するもの	E=71
			付加機能を2つ有するもの	E=83
			付加機能を3つ有するもの	E=95
		液晶倍速	付加機能を有しないもの	E=74
			付加機能を1つ有するもの	E=86
			付加機能を2つ有するもの	E=98
			付加機能を3つ有するもの	E=110
	19V型以上 32V型未満	液晶ノーマル	付加機能を有しないもの	E=2.0×S+21
			付加機能を1つ有するもの	E=2.0×S+33
			付加機能を2つ有するもの	E=2.0×S+45
			付加機能を3つ有するもの	E=2.0×S+57
		液晶倍速	付加機能を有しないもの	E=2.0×S+36
			付加機能を1つ有するもの	E=2.0×S+48
			付加機能を2つ有するもの	E=2.0×S+60
			付加機能を3つ有するもの	E=2.0×S+72
		液晶4倍速又は プラズマ	付加機能を有しないもの	E=2.0×S+58
			付加機能を1つ有するもの	E=2.0×S+70
			付加機能を2つ有するもの	E=2.0×S+82
			付加機能を3つ有するもの	E=2.0×S+94
	32V型以上	液晶ノーマル	付加機能を有しないもの	E=6.6×S-126
			付加機能を1つ有するもの	E=6.6×S-114
			付加機能を2つ有するもの	E=6.6×S-102
			付加機能を3つ有するもの	E=6.6×S-90
		液晶倍速	付加機能を有しないもの	E=6.6×S-111
			付加機能を1つ有するもの	E=6.6×S-99
			付加機能を2つ有するもの	E=6.6×S-87
			付加機能を3つ有するもの	E=6.6×S-75
		液晶4倍速又は プラズマ	付加機能を有しないもの	E=6.6×S-89
			付加機能を1つ有するもの	E=6.6×S-77
			付加機能を2つ有するもの	E=6.6×S-65
			付加機能を3つ有するもの	E=6.6×S-53
その他の もの	19V型未満	液晶ノーマル	付加機能を有しないもの	E=44
			付加機能を1つ有するもの	E=56
			付加機能を2つ有するもの	E=68
			付加機能を3つ有するもの	E=80
		液晶倍速	付加機能を有しないもの	E=59
			付加機能を1つ有するもの	E=71

			付加機能を2つ有するもの	E=83
			付加機能を3つ有するもの	E=95
	19V型以上 32V型未満	液晶ノーマル	付加機能を有しないもの	E=2.0×S+6
			付加機能を1つ有するもの	E=2.0×S+18
			付加機能を2つ有するもの	E=2.0×S+30
			付加機能を3つ有するもの	E=2.0×S+42
		液晶倍速	付加機能を有しないもの	E=2.0×S+21
			付加機能を1つ有するもの	E=2.0×S+33
			付加機能を2つ有するもの	E=2.0×S+45
			付加機能を3つ有するもの	E=2.0×S+57
		液晶4倍速又は プラズマ	付加機能を有しないもの	E=2.0×S+43
			付加機能を1つ有するもの	E=2.0×S+55
			付加機能を2つ有するもの	E=2.0×S+67
			付加機能を3つ有するもの	E=2.0×S+79
	32V型以上	液晶ノーマル	付加機能を有しないもの	E=6.6×S-141
			付加機能を1つ有するもの	E=6.6×S-129
			付加機能を2つ有するもの	E=6.6×S-117
			付加機能を3つ有するもの	E=6.6×S-105
		液晶倍速	付加機能を有しないもの	E=6.6×S-126
			付加機能を1つ有するもの	E=6.6×S-114
			付加機能を2つ有するもの	E=6.6×S-102
			付加機能を3つ有するもの	E=6.6×S-90
		液晶4倍速又は プラズマ	付加機能を有しないもの	E=6.6×S-104
			付加機能を1つ有するもの	E=6.6×S-92
			付加機能を2つ有するもの	E=6.6×S-80
			付加機能を3つ有するもの	E=6.6×S-68

備考) 1 「FHD」とは、垂直方向の画素数が1,080以上、かつ、水平方向の画素数が1,920以上のものをいう。

2 「受信機型サイズ」とは、駆動表示領域の対角寸法をセンチメートル単位で表した数値を2.54で除して小数点以下を四捨五入した数値をいう。

3 「動画表示」とは、次のものとする。

液晶ノーマル：液晶パネルを用い、1秒間に60コマ以上120コマ未満の静止画を表示するもの

液晶倍速：液晶パネルを用い、1秒間に120コマ以上240コマ未満の静止画を表示するもの

液晶4倍速：液晶パネルを用い、1秒間に240コマ以上の静止画を表示するもの

プラズマ：プラズマディスプレイパネルを用い表示するもの

4 「付加機能」とは、ダブルデジタルチューナー、DVD（録画機能を有するものに限る。）、磁気ディスク装置、ブルーレイディスクレコーダーをいう。

5 E及びSは次の数値を表すものとする。

E：基準エネルギー消費効率（単位：kWh/年）

S：受信機型サイズ

6 エネルギー消費効率の算定方法については、エネルギーの使用の合理化等に関する法律に基づく経済産業省告示第24号（平成22年2月18日）の「2エネルギー消費効率の測定方法 2-2」による。

(2) 目標の立て方

当該年度のテレビジョン受信機の調達（リース・レンタル契約を含む。）総量（台数）に占める基準を満たす物品の数量（台数）の割合とする。

9-3 電気便座

(1) 品目及び判断の基準等

電気便座	【判断の基準】 ○エネルギー消費効率が表に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率に100/159を乗じて小数点以下を切り捨てた数値を上回らないこと。 【配慮事項】 ①分解が容易である等部品の再使用又は材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 ②一度使用された製品からの再使用部品が可能な限り使用されていること、又は、プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。 ③製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。 ④包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。
------	--

備考) 1 次のいずれかに該当するものは、本項の判断の基準の対象とする「電気便座」に含まれないものとする。

- ①他の給湯設備から温水の供給を受けるもの
- ②温水洗浄装置のみのもの
- ③可搬式のもののうち、福祉の用に供するもの
- ④専ら鉄道車両等において用いるためのもの

2 「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。

3 温水洗浄便座のうち瞬間式であって、節電方式としてタイマー方式及び非使用状態（夜間等）を判別する機能を備えているものについては、平成 ~~28~~29 年度の1年間は経過措置を設けることとし、この期間においては、表に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率に 100/129 を乗じて小数点以下を切り捨てた数値を上回らないことで特定調達物品等とみなすこととする。なお、経過措置については、市場動向を勘案しつつ、適切に検討を実施することとする。

4 暖房便座及び温水洗浄便座のうち貯湯式のものについては、判断の基準を満たす製品が市場に十分供給されるまでの期間は、表に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率を上回らないことで特定調達物品等とみなすこととする。なお、当該期間については、市場動向を勘案しつつ、検討を実施することとする。

表 電気便座に係る基準エネルギー消費効率

区 分		基準エネルギー消費効率
洗浄機能の有無	貯湯タンクの有無	
暖房便座（洗浄機能無し）		141
温水洗浄便座（洗浄機能有り）	貯湯式（貯湯タンク有り）	183
	瞬間式（貯湯タンク無し）	135

- 備考) 1 「暖房便座」とは、暖房用の便座のみを有するものをいう。
- 2 「温水洗浄便座」とは、暖房便座に温水洗浄装置を組み込んだもののいう。
- 3 エネルギー消費効率の算定法については、エネルギーの使用の合理化等に関する法律に基づく経済産業省告示第 288 号（平成 19 年 11 月 26 日）の「3 エネルギー消費効率の測定方法(2)」による。

(2) 目標の立て方

当該年度の電気便座の調達総量（台数）に占める基準を満たす物品の数量（台数）の割合とする。

12. 照明

12-1 照明器具

(1) 品目及び判断の基準等

LED 照明器具	【判断の基準】 ①固有エネルギー消費効率が表2に示された基準を満たすこと。 ②演色性は平均演色評価数Raが80以上であること。ただし、ダウンライト及び高天井器具の場合は、平均演色評価数Raが70以上であること。 ③LEDモジュール寿命は40,000時間以上であること。 ④特定の化学物質が含有率基準値を超えないこと。また、当該化学物質の含有情報がウェブサイト等で容易に確認できること。 【配慮事項】 ①初期照度補正制御、人感センサ制御、あかるさセンサ制御等の省エネルギー効果の高い機能があること。 ②分解が容易である等材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 ③使用される塗料は、有機溶剤及び臭気が可能な限り少ないものであること。 ④製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。 ⑤包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。
LED を光源とした内照式表示灯	【判断の基準】 ①定格寿命は30,000時間以上であること。 ②特定の化学物質が含有率基準値を超えないこと。また、当該化学物質の含有情報がウェブサイト等で容易に確認できること。 【配慮事項】 ①分解が容易である等材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 ②使用される塗料は、有機溶剤及び臭気が可能な限り少ないものであること。 ③プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。 ④製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。 ⑤包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。

備考) 1 次のいずれかに該当するものは、本項の判断の基準の対象とする「蛍光灯照明器具」に含まれないものとする。

- ①防爆型のもの
- ②耐熱型のもの
- ③防じん構造のもの
- ④耐食型のもの
- ⑤車両その他の輸送機関用に設計されたもの
- ⑥40形未満の蛍光灯を使用するものであって、壁掛け形又は施設用つり下げ形若し

くはじか付け形のもの

⑦鉱工業用機械用に設計されたもの

⑧家具用に設計されたもの

⑨さし込み口金及び蛍光灯用安定器が構造上一体となったもの

⑩蛍光灯を保護するためのグローブが透明なもの

2 G23 口金に対応する安定器内蔵コンパクト形蛍光灯を用いた卓上スタンドについては、蛍光灯照明器具に係る判断の基準②を満たすことで特定調達物品等とみなすこととする。

3 「特定の化学物質」とは、鉛及びその化合物、水銀及びその化合物、カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、ポリブロモビフェニル並びにポリブロモジフェニルエーテルをいう。

4 特定の化学物質の含有率基準値は、JIS C 0950:2008（電気・電子機器の特定の化学物質の含有表示方法）の附属書Aの表 A.1（特定の化学物質、化学物質記号、算出対象物質及び含有率基準値）に定める基準値とし、基準値を超える含有が許容される項目については、上記 JIS の附属書Bに準ずるものとする。なお、その他付属品等の扱いについては JIS C 0950:2008 に準ずるものとする。

5 本項の「LED 照明器具」とは、照明用白色 LED を用いた、つり下げ形、じか付け形、埋込み形、壁付け形及び卓上スタンドとして使用する器具とする。ただし、従来の蛍光灯で使用されている口金と同一形状の口金を有する LED ランプを装着できる照明器具のうち、口金を経て LED ランプへ給電する構造を持つ照明器具については、当面の間、対象外とする。また、「誘導灯及び誘導標識の基準（平成 11 年消防庁告示第 2 号）」に定める誘導灯は、LED 照明器具には含まれないものとする。

6 本項の LED 照明器具の「LED 照明器具の固有エネルギー消費効率」とは、器具から出る全光束を定格消費電力で割った値とする（定格消費電力は、器具外部に独立型電源装置を設置する必要がある場合はその電源装置の定格消費電力とする。）。なお、調光・調色機能付器具の固有エネルギー消費効率については、最大消費電力時における全光束から算出された値とする。

7 「平均演色評価数 Ra」の測定方法は、JIS C 7801（一般照明用光源の測光方法）及び JIS C 8152-2（照明用白色発光ダイオード（LED）の測光方法—第 2 部：LED モジュール及び LED ライトエンジン）に規定する光源色及び演色評価数測定に準ずるものとする。

8 本項の LED 照明器具の「ダウンライト」とは、JIS Z 8113:1998「照明用語」に規定されるダウンライトをいう。

9 本項の LED 照明器具の「高天井器具」とは、JIS Z 8113:1998「照明用語」に規定される天井灯のうち、定格光束 12,000lm 以上のものをいう。

10 本項の LED 照明器具の「LED モジュール寿命」とは、光源の初期の光束が 70%まで減衰するまでの時間とする。また、その測定方法は、JIS C 8152-3（照明用白色発光ダイオード（LED）の測光方法—第 3 部：光束維持率の測定方法）に準ずるものとする。

11 LED 照明器具の全光束測定方法については、JIS C 8105-5:2011（照明器具—第 5 部：配光測定方法）に準ずるものとする。

12 本項の「LED を光源とした内照式表示灯」とは、内蔵する LED 光源によって文字等を照らす表示板、案内板等とし、放熱等光源の保護に対応しているものとする。ただし、「誘導灯及び誘導標識の基準（平成 11 年消防庁告示第 2 号）」に定める誘導灯は、内照式表示灯には含まれないものとする。

13 本項の LED を光源とした内照式表示灯の「定格寿命」とは、光源の初期の光束が 50%まで減衰するまでの時間とする。

14 「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品

を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。

15 調達を行う各機関は、安全管理・品質管理が十分なされたものを、比較検討の上、選択するよう留意すること。

16 調達を行う各機関は、化学物質の適正な管理のため、物品の調達時に確認した特定の化学物質の含有情報を、当該物品を廃棄するまで管理・保管すること。

表1 蛍光灯器具に係る基準エネルギー消費効率

区 分			基準エネルギー消費効率
使用用途	蛍光灯の形状	蛍光灯の大きさ	
施設用	直管形のもの又はコンパクト形のもの のうち2本管形のもの	蛍光灯の大きさの区分が 86 以上の蛍光灯を使用するもの	100.8
		蛍光灯の大きさの区分が 86 未満の蛍光灯を使用するもの	100.5
	コンパクト形のもの のうち2本管形以外のもの		61.6
家庭用	環形のもの又は直管形のもの	使用する蛍光灯の大きさの区分の総和が 70 以上のもの（蛍光灯の大きさの区分が 20 の直管形蛍光灯を使用するものを除く。）	91.6
		使用する蛍光灯の大きさの区分の総和が 70 未満のもの又は蛍光灯の大きさ区分の総和が 70 以上のものであって蛍光灯の大きさが 20 の直管形蛍光灯を使用するもの	78.1
卓上スタンド用	直管形のもの又はコンパクト形のもの		70.8

備考) 1 「蛍光灯の大きさの区分」とは、直管形蛍光灯のうち、高周波点灯専用形蛍光灯にあっては JIS C 7617-2（直管蛍光灯—第2部：性能仕様）の 2.3.1 に規定する定格ランプ電力をいい、それ以外のものにあっては JIS C 7617-2 の 2.3.1 に規定する大きさの区分をいい、コンパクト形蛍光灯又は環形高周波点灯専用形蛍光灯にあっては JIS C 7618-2 の 2.3.1 に規定する定格ランプ電力をいい、環形高周波点灯専用形蛍光灯以外の環形蛍光灯にあっては JIS C 7618-2 の 2.3.1 に規定する定格ランプ電力又は大きさの区分をいう。また、これらの規格に規定のない蛍光灯にあっては定格ランプ電力の数値とする。ただし、環形高周波点灯専用形蛍光灯のうち高出力点灯するものにあっては、高出力点灯時のランプ電力の数値とする。

2 エネルギー消費効率の算定法は、エネルギーの使用の合理化等に関する法律に基づく経済産業省告示第 54 号（平成 22 年 3 月 19 日）の「3 エネルギー消費効率の測定方法」による。

表2 LED照明器具に係る固有エネルギー消費効率の基準

光源色	固有エネルギー消費効率
昼光色	110lm/W以上
昼白色	
白色	
温白色	75lm/W以上
電球色	

備考) 1 「光源色」は、JIS Z 9112（蛍光灯・LED の光源色及び演色性による区分）に規定す

る光源色の区分に準ずるものとする。

- 2 昼光色、昼白色、白色、温白色及び電球色以外の光を発するものは、本項の「LED 照明器具」に含まれないものとする。
- 3 ダウンライトのうち、光源色が昼光色、昼白色及び白色であって、かつ器具埋込穴寸法が 300mm 以下のものについては、固有エネルギー消費効率の基準を 85lm/W 以上とする。
- 4 高天井器具のうち、光源色が昼光色、昼白色及び白色のものについては、固有エネルギー消費効率の基準を 100lm/W 以上とする。

(2) 目標の立て方

当該年度の品目ごとの調達総量（台数）に占める基準を満たす物品の数量（台数）の割合とする。

15. 制服・作業服等

(1) 品目及び判断の基準等

靴	【判断の基準】 ○甲部に使用される繊維（天然繊維及び化学繊維）のうち、ポリエステル繊維又は植物を原料とする合成繊維を使用した製品については、次のいずれかの要件を満たすこと。 ①再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、甲材の繊維部分全体重量比で25%以上使用されていること。ただし、甲材の繊維部分全体重量に占めるポリエステル繊維重量が50%未満の場合は、再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で10%以上、かつ、甲材のポリエステル繊維重量比で50%以上使用されていること。 ②再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、甲材の繊維部分全体重量比で10%以上使用されていること、かつ、製品使用後に回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。 ③再生PET樹脂のうち、故繊維から得られるポリエステル繊維が、甲材の繊維部分全体重量比で10%以上使用されていること。 ④植物を原料とする合成繊維であって環境負荷低減効果が確認されたものが、甲材の繊維部分全体重量比で25%以上使用されていること、かつ、バイオベース合成ポリマー含有率が10%以上であること。 ⑤植物を原料とする合成繊維であって環境負荷低減効果が確認されたものが、甲材の繊維部分全体重量比で10%以上使用されていること、かつ、バイオベース合成ポリマー含有率が4%以上であること。さらに、製品使用後に回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。 【配慮事項】 ①製品使用後に回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。 ②製品に使用される繊維には、可能な限り未利用繊維又は反毛繊維が使用されていること。 ③甲部又は底部にプラスチックが使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。 ④製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。
---	--

備考) 1 「再生 PET 樹脂」とは、PET ボトル又は繊維製品等を原材料として再生利用されるものをいう。

2 「繊維部分全体重量」とは、製品全体重量からボタン、ファスナ、ホック、縫糸等の付属品の重量を除いたものをいう。

なお、再生プラスチック（使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。）、植物を原料とする合成繊維又はプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものを使用した付属品の重量は、「繊維部分全体重量」及び「再生 PET 樹脂から得られるポリエステル繊維の重量、故繊維から得られるポリエステル繊維の重量又は植物を原料とする合成繊維であって環境負荷低減効果が確認されたものの重量」に含めてよい。

3 「故繊維」とは、使用済みの古着、古布及び織布工場や縫製工場の製造工程から発生する糸くず、裁断くず等をいう。

4 「故繊維から得られるポリエステル繊維」とは、故繊維を主原料とし、マテリアルリサイクル又はケミカルリサイクルにより再生されたポリエステル繊維をいう。

5 「未利用繊維」とは、紡績時に発生する短繊維（リンスター等）等を再生した繊維をいう。

6 「反毛繊維」とは、故繊維を綿状に分解し再生した繊維をいう。

7 「回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること」とは、次の要件を満たすことをいう。

「回収のシステム」については、次のア及びイを満たすこと。

ア. 製造事業者又は販売事業者が自主的に使用済みの製品を回収（自ら回収し、又は他の者に委託して回収することをいう。複数の事業者が共同して回収することを含む。）するルート（製造事業者、販売事業者における回収ルート、使用者の要請に応じた回収等）を構築していること。

イ. 回収が適切に行われるよう、製品本体、製品の包装、カタログ又はウェブサイトのいずれかでユーザに対し回収に関する具体的情報（回収方法、回収窓口等）が表示又は提供されていること。

「再使用又は再生利用のためのシステム」については、次のウ及びエを満たすこと。

ウ. 回収された製品を再使用、マテリアルリサイクル又はケミカルリサイクルすること。

エ. 回収された製品のうち再使用又はリサイクルできない部分は、エネルギー回収すること。

8 「甲材」とは、JIS S 5050（革靴）の付表1「各部の名称」のつま革、飾革、腰革、べろ、一枚甲及びバックステアの部分に該当する部位材料をいう。

~~8~~ 9 「環境負荷低減効果が確認されたもの」とは、製品のライフサイクル全般にわたる環境負荷についてトレードオフを含め定量的、客観的かつ科学的に分析・評価し、第三者のLCA 専門家等により環境負荷低減効果が確認されたものをいう。

~~9~~ 10 「バイオベース合成ポリマー含有率」とは、繊維部分全体重量に占める、植物を原料とする合成繊維に含まれる植物由来原料分の重量の割合をいう。

~~10~~ 11 調達を行う各機関は、クリーニング等を行う場合には、次の事項に十分留意すること。

ア. クリーニングに係る判断の基準（クリーニング参照）を満たす事業者を選択すること。

イ. JIS L 0217 又は JIS L 0001（繊維製品の取扱いに関する表示記号及びその表示方法）に基づく表示を十分確認すること。

(2) 目標の立て方

①制服~~又は~~、作業服~~又は靴~~にあつては、当該年度におけるポリエステル繊維、又は植物を原料とする合成繊維を使用した制服~~及び~~、作業服~~又は靴~~の調達総量（着数）に占める基準を満たす物品の数量（着数、足数）の割合とする。

②帽子にあつては、当該年度におけるポリエステル繊維を使用した帽子の調達総量（点数）に占める基準を満たす物品の数量（点数）の割合とする。

16. インテリア・寝装寝具

16-1 カーテン等

(1) 品目及び判断の基準等

カーテン 布製ブラインド	【判断の基準】 ○使用される繊維（天然繊維及び化学繊維）のうち、ポリエステル繊維又は植物を原料とする合成繊維を使用した製品については、次のいずれかの要件を満たすこと。 ①再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で25%以上使用されていること。ただし、繊維部分全体重量に占めるポリエステル繊維重量が50%未満の場合は、再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で10%以上、かつ、ポリエステル繊維重量比で50%以上使用されていること。 ②再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で10%以上使用されていること、かつ、製品使用後に回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。 ③再生PET樹脂のうち、故繊維から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で10%以上使用されていること。 ④植物を原料とする合成繊維であって環境負荷低減効果が確認されたものが、繊維部分全体重量比で25%以上使用されていること、かつ、バイオベース合成ポリマー含有率が10%以上であること。 ⑤植物を原料とする合成繊維であって環境負荷低減効果が確認されたものが、繊維部分全体重量比で10%以上使用されていること、かつ、バイオベース合成ポリマー含有率が4%以上であること。さらに、製品使用後に回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。 【配慮事項】 ①臭素系防炎剤の使用が可能な限り削減されていること。 ②製品使用後に回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。 ③製品に使用される繊維には、可能な限り未利用繊維又は反毛繊維が使用されていること。 ④製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。
---------------------	---

備考) 1 「再生 PET 樹脂」とは、PET ボトル又は繊維製品等を原材料として再生利用されるものをいう。

2 「繊維部分全体重量」とは、製品全体重量からフック、ランナー、ブラケット、縫糸等の付属品の重量を除いたものをいう。

なお、再生プラスチック（使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。）、植物を原料とする合成繊維又はプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものを使用した付属品の重量は、「繊維部分全体重量」及び「再生 PET 樹脂から得られるポリエステル繊維の重量、故繊維から得られるポリエステル繊維の重量又は植物を原料とする合成繊維であって環境負荷低減効果が確認されたものの重量」に含めてよい。

3 「故繊維」とは、使用済みの古着、古布及び織布工場や縫製工場の製造工程から発生する糸くず、裁断くず等をいう。

- 4 「故繊維から得られるポリエステル繊維」とは、故繊維を主原料とし、マテリアルリサイクル又はケミカルリサイクルにより再生されたポリエステル繊維をいう。
- 5 「環境負荷低減効果が確認されたもの」とは、製品のライフサイクル全般にわたる環境負荷についてトレードオフを含め定量的、客観的かつ科学的に分析・評価し、第三者のLCA専門家等により環境負荷低減効果が確認されたものをいう。
- 6 「バイオベース合成ポリマー含有率」とは、繊維部分全体重量に占める、植物を原料とする合成繊維に含まれる植物由来原料分の重量の割合をいう。
- 7 「回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること」とは、次の要件を満たすことをいう。
「回収のシステム」については、次のア及びイを満たすこと。
ア. 製造事業者又は販売事業者が自主的に使用済みの製品を回収（自ら回収し、又は他の者に委託して回収することをいう。複数の事業者が共同して回収することを含む。）するルート（製造事業者、販売事業者における回収ルート、使用者の要請に応じた回収等）を構築していること。
イ. 回収が適切に行われるよう、製品本体、製品の包装、カタログ又はウェブサイトのいずれかでユーザに対し回収に関する具体的情報（回収方法、回収窓口等）が表示又は提供されていること。
「再使用又は再生利用のためのシステム」については、次のウ及びエを満たすこと。
ウ. 回収された製品を再使用、マテリアルリサイクル又はケミカルリサイクルすること。
エ. 回収された製品のうち再使用又はリサイクルできない部分は、エネルギー回収すること。
- 8 「未利用繊維」とは、紡績時に発生する短繊維（リントー等）等を再生した繊維をいう。
- 9 「反毛繊維」とは、故繊維を綿状に分解し再生した繊維をいう。
- 10 日射反射率の測定及び算出方法は、JIS R 3106、明度 L*の測定及び算出方法は、JIS Z 8781-4 にそれぞれ準ずるものとする。
- 11 調達を行う各機関は、クリーニングを行う場合には、クリーニングに係る判断の基準を満たす事業者を選択するよう十分留意すること。
- 12 判断の基準⑤のバイオベース合成ポリマー含有率の基準の適用については、平成 ~~28~~²⁹ 年度の 1 年間は経過措置を設けるものとし、この期間においては、当該基準を満たさない場合であっても、特定調達物品等とみなすこととする。なお、経過措置については、市場動向等を勘案しつつ、適切に検討を実施することとする。

表 日射反射率の基準

明度 L*値	日射反射率 (%)
70.0 以下	40.0
70.0 超 80.0 以下	50.0
80.0 超	60.0

(2) 目標の立て方

当該年度におけるポリエステル繊維又は植物を原料とする合成繊維を使用したカーテン又は布製ブラインド、及び金属製ブラインドの調達総量（枚数又は点数）に占める基準を満たす物品の数量（枚数又は点数）の割合とする。

17. 作業手袋

(1) 品目及び判断の基準等

作業手袋	【判断の基準】 ○次のいずれかの要件を満たすこと。 ①使用される繊維（天然繊維及び化学繊維）のうち、ポリエステル繊維を使用した製品については、再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、製品全体重量比（すべり止め塗布加工部分を除く。）で50%以上使用されていること。 ②ポストコンシューマ材料からなる繊維が、製品全体重量比（すべり止め塗布加工部分を除く。）で50%以上使用されていること。 <u>③植物を原料とする合成繊維であって環境負荷低減効果が確認されたものが、製品全体重量比（すべり止め塗布加工部分を除く。）で50%以上使用されていること、かつ、バイオベース合成ポリマー含有率が20%以上であること。</u> 【配慮事項】 ①未利用繊維又は反毛繊維が可能な限り使用されていること（すべり止め塗布加工部分を除く。）。 ②漂白剤を使用していないこと。
------	---

備考) 1 「再生 PET 樹脂」とは、PET ボトル又は繊維製品等を原材料として再生利用されるものをいう。

2 「ポストコンシューマ材料」とは、製品として使用された後に、廃棄された材料又は製品をいう。

3 「環境負荷低減効果が確認されたもの」とは、製品のライフサイクル全般にわたる環境負荷についてトレードオフを含め定量的、客観的かつ科学的に分析・評価し、第三者の LCA 専門家等により環境負荷低減効果が確認されたものをいう。

4 「バイオベース合成ポリマー含有率」とは、製品全体重量に占める、植物を原料とする合成繊維又はプラスチックに含まれる植物由来原料分の重量の割合をいう。

~~3~~ 5 「未利用繊維」とは、紡績時に発生する短繊維（リントー等）等を再生した繊維をいう。

~~4~~ 6 「反毛繊維」とは、衣類等の製造時に発生する裁断屑、廃品となった製品等を綿状に分解し再生した繊維をいう。

(2) 目標の立て方

当該年度における作業手袋の調達総量（双）に占める基準を満たす物品の数量（双）の割合とする。

18-4 モップ

(1) 品目及び判断の基準等

モップ	【判断の基準】 ○次のいずれかの要件を満たすこと。 ①未利用繊維、リサイクル繊維及びその他の再生材料の合計重量が繊維部分全体重量比で25%以上使用されていること。 ②未利用繊維、リサイクル繊維及びその他の再生材料の合計重量が繊維部分全体重量比で10%以上使用されていること、かつ、製品使用後に回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。 【配慮事項】 ①製品使用後に回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。 ②製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。
-----	---

備考) 1 「繊維部分全体重量」とは、製品全体重量から柄、取っ手、金属部品等の付属品の重量を除いたものをいう。

なお、再生プラスチックを使用した付属品の重量は、「繊維部分全体重量」及び「未利用繊維、リサイクル繊維及びその他の再生材料の合計重量」に含めてよい。

2 「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。

3 「未利用繊維」とは、紡績時に発生する短繊維（リントー等）等を再生した繊維をいう。

4 「リサイクル繊維」とは、反毛繊維等使用された後に廃棄された製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生する端材若しくは不良品を再生利用した繊維をいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。

5 「反毛繊維」とは、衣類等の製造時に発生する裁断屑、廃品となった製品等を綿状に分解し再生した繊維をいう。

6 「再生材料」とは、使用された後に廃棄された製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生する端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。

7 「回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること」とは、次の要件を満たすことをいう。

「回収のシステム」については、次のア及びイを満たすこと。

ア. 製造事業者又は販売事業者が自主的に使用済みの製品を回収（自ら回収し、又は他の者に委託して回収することをいう。複数の事業者が共同して回収することを含む。）するルート（製造事業者、販売事業者における回収ルート、使用者の要請に応じた回収等）を構築していること。

イ. 回収が適切に行われるよう、製品本体、製品の包装、カタログ又はウェブサイトのいずれかでユーザに対し回収に関する具体的情報（回収方法、回収窓口等）が表示又は提供されていること。

「再使用又は再生利用のためのシステム」については、次のウ及びエを満たすこと。

ウ. 回収された製品を再使用、~~マテリアルリサイクル又はケミカルリサイクル~~すること。

エ. 回収された製品のうち再使用又はリサイクルできない部分は、マテリアルリサイクル、ケミカルリサイクル又はエネルギー回収すること。

(2) 目標の立て方

当該年度における調達（リース・レンタル契約を含む。）総量（点数）に占める基準を満たす物品の数量（点数）の割合とする。

19. 設備

(1) 品目及び判断の基準

<u>エネルギー管理システム</u>	【判断の基準】 <u>○建物内で使用する電力等のエネルギーを、受入、変換・搬送及び消費の各ポイントにおいて用途別・設備機器別等で計測することにより、導入拠点等において可視化できるシステムであること。</u> 【配慮事項】 <u>○設備・機器等の制御を効率的に行う管理システムであること。</u>
節水機器	【判断の基準】 ＜共通事項＞ <u>○①電氣を使用しないこと。</u> <u>②吐水口装着型にあつては、単一個装置で多様な吐水口に対応できること。</u> ＜個別事項＞ ①節水コマにあつては、次の要件を満たすこと。 ア. ハンドルを 120° に開いた場合に、普通コマを組み込んだ場合に比べ 20%を超え 70%以下の吐水流量であること。 イ. ハンドルを全開にした場合に、普通コマを組み込んだ場合に比べ 70%以上の吐水流量であること。 ②定流量弁にあつては、水圧0.1MPa以上、0.7MPa以下の各水圧において、ハンドル開度全開の場合、適正吐水流量は5～8リットル/分であること。 ③泡沫キャップにあつては、次の要件を満たすこと。 ア. 水圧 0.1MPa 以上、0.7MPa 以下の各水圧において、ハンドル（レバー）開度全開の場合、適正吐水流量が、泡沫キャップなしの同型水栓の 80%以下であること。 イ. 水圧 0.1MPa、ハンドル（レバー）全開において 5 リットル/分以上の吐水流量であること。 <u>④流量調整弁にあつては、次の要件を満たすこと。</u> <u>ア. 水圧 0.1MPa 以上、0.7MPa 以下の各水圧において、ハンドル（レバー）開度全開の場合、吐水流量が、流量調整弁なしの同型水栓の 80%以下であること。</u> <u>イ. 水圧 0.1MPa、ハンドル（レバー）全開において器具設置場所での吐水流量が、表に示す数値以上であること。</u> <u>⑤手元止水機能付シャワーヘッドにあつては、吐水切換機能、流量及び温度の調節機能と独立して、使用者の操作範囲内に設けられたボタンやセンサーなどのスイッチで吐水及び止水操作ができる機能を有していること。</u> <u>⑥小流量吐水機能付シャワーヘッドにあつては、当該シャワーヘッドを水栓に取り付けた状態の吐水力が、次のいずれかの要件を満たすこと。</u> <u>ア. 流水中に空気を混入させる構造を持たないものにあつては、0.6N 以上であること。</u>

	<u>イ. 流水中に空気を混入させる構造を持つものにあつては、0.55N 以上であること。</u> 【配慮事項】 ①取替用のコマにあつては、既存の水栓のコマとの取替が容易に行えること。 ②使用用途における従前どおりの使用感であること。 ③吐水口装着型にあつては、単一個装置で多様な吐水口に対応できること。
--	--

備考) 1 「節水コマ」とは、給水栓において、節水を目的として製作したコマをいう。なお、普通コマを組み込んだ給水栓に比べ、節水コマを組み込んだ水栓は、ハンドル開度が同じ場合、吐水量が大幅に減ずる。固定式を含む。

2 本項の判断の基準の対象とする「節水コマ」は、呼び径 13mm の水用単水栓に使用されるものであつて、弁座パッキン固定用ナットなどを特殊な形状にするなどして、該当品に取り替えるだけで節水が図れるコマとする。

3 節水コマの吐水流量の試験方法は、JIS B 2061（給水栓）の吐水流量試験に準ずるものとする。また、JIS B 2061 で規定される「節水コマ機能を有した給水栓」に適合する節水機器は、判断の基準＜個別事項＞①を満たす。

4 「定流量弁」とは、弁の入口側又は出口側の圧力変化にかかわらず、常に流量を一定に保持する調整弁のうち、流量設定が固定式のものをいう。~~なお、一般に流量設定が可変のものは流量調整弁、流量設定が固定式のものを定流量弁という。~~

5 本項の判断の基準の対象とする「定流量弁」は、手洗い、洗顔又は食器洗浄に用いるものであつて、次の要件を満たすものとする。

ア. ある吐水量より多く吐水されないよう、該当品に取り替えるだけで節水が図れる弁であること。

イ. 設置箇所以降で分岐を行わないこと。分岐の後に定流量弁を取り付けること。また、定流量弁 1 個は、水栓 1 個に対応すること。

ウ. 水量的に用途に応じた設置ができるよう、用途ごとの設置条件が説明書に明記されていること。

6 本項の判断の基準の対象とする「泡沫キャップ」は、水流にエアーを混入することにより、節水が図れるキャップとする。

7 「流量調整弁」とは、弁の入口側又は出口側の圧力変化にかかわらず、常に流量を一定に保持する調整弁のうち、流量設定が可変のものをいう。

8 判断の基準＜個別事項＞⑥の吐水力の測定は、国立研究開発法人建築研究所「住宅・建築物の省エネルギー基準及び低炭素建築物の認定基準に関する技術情報（住戸の設計一次エネルギー消費量算定方法）」に定められた試験方法による。

表 流量調整弁に係る機器設置場所別の吐水流量

機器設置場所	吐水流量
<u>洗面所</u>	<u>5L/分</u>
<u>台所・調理場</u>	<u>5L/分</u>
<u>シャワー</u>	<u>8L/分</u>

(2) 目標の立て方

- ①太陽光発電システムにあつては、当該年度における調達による基準を満たす物品の総設備容量（kW）とする。
- ②太陽熱利用システムにあつては、当該年度における調達による基準を満たす物品の総集熱面積（㎡）とする。
- ③太陽光発電システム及び太陽熱利用システムの複合システムにあつては、当該年度における調達による基準を満たす物品の総設備容量（kW）及び総集熱面積（㎡）とする。
- ④燃料電池にあつては、当該年度における総設備容量（kW）とする。
- ⑤エネルギー管理システムにあつては、当該年度における総調達件数とする。
- ⑤⑥生ゴミ処理機にあつては、当該年度における調達（リース・レンタル契約及び食堂運営受託者による導入を含む。）総量（台数）とする。
- ⑥⑦節水機器にあつては、当該年度における総調達量（個）に占める基準を満たす物品の数量（個）の割合とする。
- ⑦⑧日射調整フィルムにあつては、当該年度における総調達面積（㎡）に占める基準を満たす物品の面積（㎡）の割合とする。

20. 災害備蓄用品

20-3 災害備蓄用品（生活用品・資材等）

(1) 品目及び判断の基準

<u>非常用携帯電源</u>	<u>【判断の基準】</u> <u>①電気容量が100Wh以上であること。</u> <u>②保証期間又は使用推奨期限が5年以上であること。</u> <u>【配慮事項】</u> <u>○分別が容易であって、再生利用及び廃棄時の負荷軽減に配慮されていること。</u>
----------------	---

備考）本項の判断の基準の対象とする「非常用携帯電源」は、空気電池により発電し、携帯電話等の機器への充電・給電を目的とした非常用の電源をいう。

(2) 目標の立て方

当該年度の各品目の調達総量（個数）に占める基準を満たす物品の数量（個数）の割合とする。

なお、集計に当たっては、毛布、作業手袋、テント、ブルーシート及び一次電池については、通常業務において使用する本基本方針に示す特定調達品目との合計で行う。

2 2. 役務

2 2 - 2 印刷

(1) 品目及び判断の基準等

印刷	【判断の基準】 ＜共通事項＞ ①印刷・情報用紙に係る判断の基準（「紙類」参照。）を満たす用紙が使用されていること。ただし、冊子形状のものについては表紙を除くものとし、紙の原料にバージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。 ②表 1 に示された B、C 及び D ランクの紙へのリサイクルにおいて阻害要因となる材料が使用されていないこと。ただし、印刷物の用途・目的から使用する場合は、使用部位、廃棄又はリサイクル方法を記載すること。 ③印刷物へリサイクル適性を表示すること。 ④印刷の各工程において、表 2 に示された環境配慮のための措置が講じられていること。 ＜個別事項＞ ①オフセット印刷 ア. 植物由来の油を含有したインキであって、かつ、芳香族成分が 1%未満の溶剤のみを用いるインキが使用されていること。 イ. インキの化学安全性が確認されていること。 ②デジタル印刷 ア. 電子写真方式（乾式トナーに限る。）にあっては、トナーカートリッジの化学安全性に係る判断の基準（「トナーカートリッジ」参照。）を満たすトナーが使用されていること。 イ. 電子写真方式（湿式トナーに限る。）又はインクジェット方式にあっては、トナー又はインクの化学安全性が確認されていること。 【配慮事項】 ①印刷物の用途及び目的を踏まえ、可能な限り軽量化されていること。 ②デジタル化の推進等（DTP、CTP、DDCP方式の採用等）により廃棄物の発生が可能な限り抑制されていること。 ③揮発性有機化合物（VOC）の発生抑制に配慮されていること。 ④インキ缶やインク、トナー等の容器、感光ドラム等の資材・部品等が再使用又はリサイクルされていること。 ⑤印刷物の表紙の表面加工等への有害物質の発生原因となる物質の使用が可能な限り抑制されていること。 ⑥紙の原料にバージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。
----	--

	⑦製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。
--	---

備考) 1 本項の判断の基準の対象とする「印刷」は、紙製の報告書類、ポスター、チラシ、パンフレット等の印刷物を印刷する役務とし、文具類等の品目として調達する場合を除く。ただし、他の品目として調達する場合にあっても、可能な限り本項の判断の基準を満たすよう努めること。

2 「オフセット印刷」とは、印刷版の印刷インキを転写体に転移し、さらにこれを紙などに再転移する印刷方式をいう。

3 「デジタル印刷」とは、無版印刷であって電子写真方式またはインクジェット方式による印刷方式をいう。

4 判断の基準<共通事項>②及び③の印刷物リサイクル適性の表示等については、古紙再生促進センター作成、日本印刷産業連合会運用の「リサイクル対応型印刷物製作ガイドライン」を参考とすること。ただし、使用する材料に古紙リサイクル適性ランクが定められていない場合には、適用しないものとする。

5 判断の基準<共通事項>③の「リサイクル適性の表示」は、次の表現とすること。ただし、長期間にわたり保存・保管する等リサイクルを前提としない印刷物については、適用しないものとする。なお、古紙リサイクル適性ランク及び表示方法については、「リサイクル対応型印刷物製作ガイドライン」の検討結果を踏まえ、適切に見直しを行うものとする。

ア. Aランクの材料のみ使用する場合は「印刷用の紙にリサイクルできます」

イ. AまたはBランクの材料のみ使用（ア. の場合を除く。）する場合は「板紙にリサイクルできます」

ウ. CまたはDランクの材料を使用する場合は「リサイクルに適さない資材を使用しています」

なお、製本加工したカレンダーであって、綴じ部と本紙が分離可能なものについては、本紙の用紙ごとにリサイクル適性を表示すること。

6 調達を行う各機関は、表3の資材確認票を参考とし、使用される資材等について確認すること。なお、印刷物の長期使用、強度補強等のため光沢ラミネート等を行うことが望ましい場合もあることを勘案し、使用目的等にあった資材を適切に選択すること。

7 「植物由来の油を含有したインキ」とは、植物由来の油含有量の比率が、インキの種類ごとに下表のとおり定める要件を満たすものをいう。

インキの種類	植物由来の油含有量比率
新聞オフ輪インキ	30%以上
ノンヒートオフ輪インキ	30%以上
枚葉インキ (ただし、金、銀、パール、白インキ)	20%以上 (10%以上)
ビジネスフォームインキ	20%以上
ヒートセットオフ輪インキ	7%以上
各種 UV インキ	7%以上

8 「芳香族成分」とは、JIS K 2536 に規定されている石油製品の成分試験法をインキ溶剤に準用して検出される芳香族炭化水素化合物をいう。

9 判断の基準<共通事項>④及び配慮事項②③④⑤については、日本印刷産業連合会作成の「日印産連『オフセット印刷サービスグリーン基準』及び『グリーンプリンティング (GP) 認定制度』ガイドライン」を参考とすること。

10 調達を行う各機関は、必要に応じ表4のチェックリストを参考とし、印刷の各工程における基準について確認すること。

11 判断の基準<個別事項>①イの「化学安全性」とは、次のア及びウを満たすことをいう。また、判断の基準<個別事項>②イの「化学安全性」とは、次のア又はイのいずれか

を満たし、かつ、ウを満たすことをいう。

ア. 印刷インキ工業連合会の「印刷インキに関する自主規制（NL 規制）」（平成 23 年 9 月 1 日改訂）に適合していること。

イ. 特定の化学物質（鉛及びその化合物、水銀及びその化合物、カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、ポリブロモビフェニル並びにポリブロモジフェニルエーテル）が含有率基準値を超えないこと。特定の化学物質の含有率基準値は、JIS C 0950:2008（電気・電子機器の特定の化学物質の含有表示方法）の附属書 A の表 A.1（特定の化学物質、化学物質記号、算出対象物質及び含有率基準値）に定める基準値とし、基準値を超える含有が許容される項目については、上記 JIS の附属書 B に準ずるものとする。なお、その他付属品等の扱いについては JIS C 0950:2008 に準ずるものとする。

ウ. 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律の対象物質を特定していること（SDS（安全データシート）を備えていること。）。

1 2 調達を行う各機関は、印刷物の必要な部数・量を適正に見積り、過大な発注とならないよう努めること。

1 3 紙の原料となる原木についての合法性及び持続可能な森林経営が営まれている森林からの産出に係る確認を行う場合には、林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン(平成 18 年 2 月 15 日)」に準拠して行うものとする。

ただし、平成 18 年 4 月 1 日より前に伐採業者が加工・流通業者等と契約を締結している原木に係る合法性の確認については、平成 18 年 4 月 1 日の時点で原料・製品等を保管している者が証明書に平成 18 年 4 月 1 日より前に契約を締結していることを記載した場合には、上記ガイドラインに定める合法的な木材であることの証明は不要とする。なお、本ただし書きの設定期間については、市場動向を勘案しつつ、適切に検討を実施することとする。

表 1 古紙リサイクル適性ランクリスト

	【Aランク】	【Bランク】	【Cランク】	【Dランク】
	紙、板紙へのリサイクルにおいて阻害にならない	紙へのリサイクルには阻害となるが、板紙へのリサイクルには阻害とならない	紙、板紙へのリサイクルにおいて阻害になる	微量の混入でも除去することが出来ないため、紙、板紙へのリサイクルが不可能になる
① 紙	【普通紙】 アート紙／コート紙 ／上質紙／中質紙／ 更紙	—	—	—
	【加工紙】 抄色紙(A)*／ファン シーペーパー(A)*／ 樹脂含浸紙（水溶性の もの）	【加工紙】 抄色紙(B)*／ファン シーペーパー(B)*／ ポリエチレン等樹脂 コーティング紙／ポ リエチレン等樹脂ラ ミネート紙／グラシ ンペーパー／インデ ィアペーパー	【加工紙】 抄色紙(C)*／ファン シーペーパー(C)*／樹脂 含浸紙（水溶性の物 を除く）／硫酸紙／タ ーポリン紙／ロウ紙／ セロハン／合成紙／カ ーボン紙／ノーカーボ ン紙／感熱紙／圧着紙	【加工紙】 捺染紙／昇華転写紙 ／感熱性発泡紙／芳 香紙

	<u>【Aランク】</u>	<u>【Bランク】</u>	<u>【Cランク】</u>	<u>【Dランク】</u>
② インキ類	【通常インキ】 凸版インキ／平版インキ（オフセットインキ）／溶剤型グラビアインキ／溶剤型フレキソインキ／スクリーンインキ	【通常インキ】 水性グラビアインキ／水性フレキソインキ	—	—
	【特殊インキ】 リサイクル対応型 UV インキ☆／オフセット用金・銀インキ／パールインキ／OCR インキ（油性）	【特殊インキ】 UV インキ／グラビア用金・銀インキ／OCR UV インキ／EB インキ／蛍光インキ	【特殊インキ】 感熱インキ／減感インキ／磁性インキ	【特殊インキ】 昇華性インキ／発泡インキ／芳香インキ
	【特殊加工】 OP ニス	—	—	—
	【デジタル印刷インキ類】 リサイクル対応型ドライトナー☆	【デジタル印刷インキ類】 ドライトナー	—	—
③ 加工資材	【製本加工】 製本用針金／ホッチキス等／難細裂化 EVA 系ホットメルト☆／PUR 系ホットメルト☆／水溶性のり	【製本加工】 製本用糸／EVA 系ホットメルト	【製本加工】 クロス貼り（布クロス、紙クロス）	—
	【表面加工】 光沢コート（ニス引き、プレスコート）	【表面加工】 光沢ラミネート（PP 貼り）／UV コート、UV ラミコート／箔押し	—	—
	【その他加工】 リサイクル対応型シール（全離解可能粘着紙）☆	【その他加工】 シール（リサイクル対応型を除く）	【その他加工】 立体印刷物（レンチキュラーレンズ使用）	—
④ その他	—	【異物】 粘着テープ（リサイクル対応型）	【異物】 石／ガラス／金物（製本用ホッチキス、針金等除く）／土砂／木片／プラスチック類／布類／建材（石こうボード等）／不織布／粘着テープ（リサイクル対応型を除く）	【異物】 芳香付録品（芳香剤、香水、口紅等）

備考) 1 ☆印の資材（難細裂化 EVA 系ホットメルト、PUR 系ホットメルト、リサイクル対応型 UV インキ、リサイクル対応型シール、リサイクル対応型ドライトナー）は、日本印刷産業連合会の「リサイクル対応型印刷資材データベース」に掲載されていることを確認すること。

2 * 印の資材（抄色紙、ファンシーペーパー）は、環境省の「グリーン購入法.net」に掲載されている各製品のリサイクル適性を確認すること。

表2 オフセット印刷又はデジタル印刷に関連する印刷の各工程における環境配慮項目及び基準

工程		項 目	基 準
製版		デジタル化	工程のデジタル化（DTP 化）率が 50%以上であること。
		廃液及び製版フィルムからの銀回収	製版フィルムを使用する工程において、廃液及び製版フィルムから銀の回収を行っていること。
刷版		印刷版の再使用又はリサイクル	印刷版（アルミ基材のもの）の再使用又はリサイクルを行っていること。
印刷	オフセット	VOC の発生抑制	廃ウェス容器や洗浄剤容器に蓋をする等の VOC の発生抑制策を講じていること。 輪転印刷工程の熱風乾燥印刷の場合にあっては、VOC 処理装置を設置し、適切に運転管理していること。
		製紙原料へのリサイクル	損紙等（印刷工程から発生する損紙、残紙）の製紙原料へのリサイクル率が 80%以上であること。
	デジタル	印刷機の環境負荷低減	省電力機能の活用、未使用時の電源切断など、省エネルギー活動を行っていること。
		製紙原料等へのリサイクル	損紙等（印刷工程から発生する損紙、残紙）の製紙原料等へのリサイクル率が 80%以上であること。
表面加工		VOC の発生抑制	アルコール類を濃度 30%未満で使用していること。
		製紙原料等へのリサイクル	損紙等（光沢加工工程から発生する損紙、残紙、残フィルム）の製紙原料等へのリサイクル率が 80%以上であること。
製本加工		騒音・振動抑制	窓、ドアの開放を禁止する等の騒音・振動の抑制策を講じていること。
		製紙原料へのリサイクル	損紙等（製本工程から発生する損紙）の製紙原料へのリサイクル率が 70%以上であること。

- 備考）
- 1 本基準は、印刷役務の元請か下請かを問わず、印刷役務の主たる工程を行う者に適用するものとし、オフセット印刷又はデジタル印刷に関連する印刷役務の一部の工程を行う者には適用しない。
 - 2 製版工程においては、「デジタル化」又は「廃液及び製版フィルムからの銀回収」のいずれかを満たせばよいこととする。
 - 3 製版工程の「銀の回収」とは、銀回収システムを導入している又は銀回収システムを有するリサイクル事業者、廃棄物回収業者に引き渡すことをいう。なお、廃液及び製版フィルムからの銀の回収は、技術的に不可能な場合を除き、実施しなければならない。
 - 4 刷版工程の印刷版の再使用又はリサイクル（印刷版に再生するものであって、その品質が低下しないリサイクルを含む。）は、技術的に不可能な場合を除き、実施しなければならない。
 - 5 オフセット印刷工程における「VOC の発生抑制」、デジタル印刷工程における「印刷機の環境負荷低減」及び製本加工工程における「騒音・振動抑制」については、当該対策を実施するための手順書等を作成・運用している場合に適合しているものとみなす。
 - 6 デジタル印刷工程、表面加工工程の「製紙原料等へのリサイクル」には、製紙原料へのリサイクル以外のリサイクル（RPF への加工やエネルギー回収等）を含む。

表3 資材確認票の様式（例）

				作成年月日： 年 月 日		
				御中		
件名： _____						
資 材 確 認 票						
〇〇印刷株式会社						
印刷資材		使用 有無	リサイクル 適性ランク	資材の種類	製造元・銘柄名	備考
用紙	本文	○	A	上質紙	〇〇製紙／〇〇	
	表紙	○	A	コート紙	〇〇製紙／〇〇	
	見返し	○	A	上質紙	〇〇製紙／〇〇	
	カバー	－	－			
インキ類		○	A	平版インキ	〇〇インキ／〇〇	
加工	製本加工	○	A	PUR 系ホットメルト	〇〇化学／〇〇	
	表面加工	○	A	OP ニス	〇〇化学／〇〇	
	その他加工	－	－			
その他						

↓

使用資材	リサイクル適性	判別
A ランクの資材のみ使用	印刷用の紙にリサイクルできます	○
A または B ランクの資材のみ使用	板紙にリサイクルできます	
C または D ランクの資材を使用	リサイクルに適さない資材を使用しています	

- 備考） 1 資材確認票に記入する印刷資材は、最新の「リサイクル対応型印刷物製作ガイドライン」に掲載された古紙リサイクル適性ランクリストを参照すること。
- 2 古紙リサイクル適性ランクが定められていない用紙、インキ類等の資材を使用する場合は、「リサイクル適性ランク」の欄に「ランク外」と記載すること。
- 3 内容に関する問合せに当たって必要となる項目や押印等の要否については、様式の変更等を行うことができる。

表4 オフセット印刷又はデジタル印刷の工程における環境配慮チェックリスト様式（例）

		作成年月日： 年 月 日
御中		
オフセット印刷又はデジタル印刷の工程における環境配慮チェックリスト		
〇〇印刷株式会社		
工程	実 現	基 準（要求内容）
製版	はい／いいえ	①次の A 又は B のいずれかを満たしている。 A 工程のデジタル化（DTP 化）率が 50%以上である。 B 製版フィルムを使用する工程において、廃液及び製版フィルムから銀の回収を行っている。
刷版	はい／いいえ	②印刷版（アルミ基材のもの）の再使用又はリサイクルを行っている。
印刷	オフ セ ッ ト	はい／いいえ ③廃ウェス容器や洗浄剤容器に蓋をする等の VOC の発生抑制策を講じている。
		はい／いいえ ④輪転印刷工程の熱風乾燥印刷の場合にあっては、VOC 処理装置を設置し、適切に運転管理している。
		はい／いいえ ⑤損紙等（印刷工程から発生する損紙、残紙）の製紙原料へのリサイクル率が 80%以上である。
	デ ジ タ ル	はい／いいえ ⑥省電力機能の活用、未使用時の電源切断など、省エネルギー活動を行っている。
		はい／いいえ ⑦損紙等（印刷工程から発生する損紙、残紙）の製紙原料等へのリサイクル率が 80%以上である。
表面 加工	はい／いいえ	⑧アルコール類を濃度 30%未満で使用している。
	はい／いいえ	⑨損紙等（光沢加工工程から発生する損紙、残紙、残フィルム）の製紙原料等へのリサイクル率が 80%以上である。
製本 加工	はい／いいえ	⑩窓、ドアの開放を禁止する等の騒音・振動の抑制策を講じている。
	はい／いいえ	⑪損紙等（製本工程から発生する損紙）の製紙原料へのリサイクル率が 70%以上である。

備考） 内容に関する問合せに当たって必要となる項目や押印等の要否については、様式の変更等を行うことができる。

(2) 目標の立て方

当該年度に調達する印刷（他の役務の一部として発注される印刷を含む。）の総件数に占める基準を満たす印刷の件数の割合とする。

22-3 食堂

(1) 品目及び判断の基準等

食堂	【判断の基準】 ○庁舎又は敷地内において委託契約等により営業している食堂にあっては、次の要件を満たすこと。 ①生ゴミを減容及び減量する等再生利用に係る適正な処理が行われるものであること。 ②繰り返し利用できる食器が使われていること。 【配慮事項】 ①生ゴミ処理機等による処理後の生成物は肥料化、飼料化又はエネルギー化等により再生利用されるものであること。 ②生分解性の生ゴミ処理袋又は水切りネットを用いる場合は、生ゴミと一緒にコンポスト処理されること。 ③食堂で使用する食材は、地域の農林水産物の利用の促進に資するものであること。 <u>④食堂で使用する洗剤の原料に植物油脂が使用される場合にあっては、持続可能な原料が使用されていること。</u> ④⑤修繕することにより再使用可能な食器、又は再生材料が使用された食器が使われていること。 ⑤⑥再使用のために容器包装の返却・回収が行われていること。
----	---

備考) 1 会議等において提供される飲物等を庁舎又は敷地内において委託契約等により営業している食堂・喫茶店等の飲食店から調達する場合は、本項の判断の基準を準用する。

2 配慮事項③における「地域の農林水産物の利用」とは、「地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律」(平成22年法律第67号)第25条の趣旨を踏まえ、国内の地域で生産された農林水産物をその生産された地域内において消費すること及び地域において供給が不足している農林水産物がある場合に他の地域で生産された当該農林水産物を消費することをいう。

(2) 目標の立て方

当該年度に調達する基準を満たす食堂の総件数とする。

2 2 - 6 庁舎管理等

(1) 品目及び判断の基準等

庁舎管理	【判断の基準】 ①庁舎管理において使用する物品が特定調達品目に該当する場合は、判断の基準を満たしている物品が使用されていること。 ②次のアからエに係る設備の管理、計測及び記録、保守及び点検について、<u>管理標準に基づきエネルギー使用の合理化を図ること。</u> ア. <u>空気調和設備、換気設備</u> イ. <u>ボイラー設備、給湯設備</u> ウ. <u>照明設備、昇降機、動力設備</u> エ. <u>受変電設備</u> ③④当該施設における省エネルギーに関する計画を定めるとともに、いて実施すべき、次のアからエに関する措置等<u>省エネルギー対策</u>を選定するとともにし、当該措置等対策に係る関連する設備・機器等の運転条件、計測頻度、保守・点検頻度、方法等の管理実施基準等に基づき、<u>その実施状況及び対策効果を施設管理者に毎月報告すること。また、対策の実施結果を踏まえ、必要な省エネルギー対策の見直しを行うこと。</u> ア. 温湿度の適切な設定及び管理がなされていること。 イ. 照明効率を維持するための措置が講じられていること。 ウ. 空気調和設備、熱源設備のエネルギー効率を維持するための措置が講じられていること。 エ. 受変電設備、制御設備及び給排水衛生設備等について、適切な管理及び措置が講じられていること。 ③④常駐管理にあっては、エネルギーの使用量、水の使用量及び廃棄物の排出量について施設管理者に毎月報告し、前月比又は前年同月比で著しく増加した場合は、施設管理者に次の提案が行われるものであること。また、使用量及び排出量が著しく減少した場合は、その要因についても検証すること。 ア. エネルギー使用量が増加した場合は、その要因分析及びその分析結果を踏まえた適切な省エネルギー対策（施設利用者と連携して行う省エネルギー対策を含む。）。 イ. 水の使用量が増加した場合は、その要因分析及びその分析結果を踏まえた適切な節水対策（施設利用者と連携して行う節水対策を含む。）。 ウ. 廃棄物の排出量が増加した場合は、その要因分析及びその分析結果を踏まえた適切な廃棄物排出抑制対策、省資源対策（施設利用者と連携して行う廃棄物排出抑制対策、省資源対策を含む。）。 ④⑤常駐管理以外にあっては、エネルギーの使用量、水の使用量及び廃棄物の排出量が前月比又は前年同月比で著しく増加した場合は、施設管理者と協力してその要因分析を行い、削減対策について提案が行われるものであること。また、使用量及び排出量が著しく減少した場合は、その要因についても検証すること。 ⑥<u>省エネルギー診断を実施した施設にあっては、診断結果に基づき設備・機器等の運用改善の措置が講じられていること。</u> ⑦<u>エネルギー管理システムを導入している施設にあっては、エネルギー消費の可視化及び把握したデータの分析結果に基づくエネルギー消費効率化の措置が講じられていること。</u> ⑤⑧庁舎管理に空気調和設備、熱源設備の維持管理を含む場合にあっては、冷媒として用いられるフロン類の漏えいの防止のための適切な措置が講
-------------	--

	じられていること。 【配慮事項】 ①建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）に基づく建築物環境衛生管理基準等に配慮されていること。 ②エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和54年法律第49号）に基づく「工場又は事業場におけるエネルギーの使用の合理化に関する事業者の判断の基準（平成21年経済産業省告示第66号）」及び「工場等における電気の需要の平準化に資する措置に関する事業者の指針（平成25年経済産業省告示第271号）」を踏まえ、建築物衛生法に基づく建築物環境衛生管理基準等に配慮の上、庁舎におけるエネルギーの使用の合理化及び電気の需要の平準化に資する措置の適切かつ有効な実施が図られていること。 ③エネルギーの使用状況等を詳細に分析・評価し、設備・機器等、システムを適切に管理・運用すること等により、温室効果ガスの排出削減が図られていること。 ④施設のエネルギー管理、使用実態に関する分析・評価に当たっては、各種管理・評価ツール等の活用に努めていること。 ⑤庁舎管理に必要な省エネルギー、省資源、廃棄物排出抑制等に係る専門技術を有する担当者が配置されるとともに、当該技術を有する人材の育成に向けた教育・研修等の継続的な実施に努めていること。 ⑥庁舎管理において使用する物品の調達に当たっては、特定調達品目に該当しない場合であっても、資源採取から廃棄に至るライフサイクル全体についての環境負荷の低減に考慮するよう努めていること。
--	--

備考) 1 「常駐管理」とは定められた時刻において、業務実施者が常駐し、常時施設の運転・監視及び日常点検・保守等の業務にあたる管理形態をいう。

2 ~~庁舎管理に係る~~判断の基準②、~~③及び④~~から⑤については、契約の対象となる業務の範囲に当該基準に関連する内容が含まれる場合に適用するものとする。

3 庁舎管理に係る判断の基準②の管理標準は、別表1に示したエネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和54年法律第49号）に基づく「工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する事業者の判断の基準（平成21年経済産業省告示第66号）」を参考とし、必要に応じ、施設管理者と協議の上、定めるものとする。

~~3-4~~ 庁舎管理に係る判断の基準③の施設における省エネルギーに関する計画は、~~において実施すべき措置等は、~~当該施設の管理形態、建物の規模、設備・機器等の利用状況を勘案し、施設管理者と協議の上、省エネルギーに係る目標、実施すべき省エネルギー対策、推進体制等を盛り込むものとする。また、実施すべき省エネルギー対策（当該対策に係る実施基準を含む。）は、別表2を参考として選定するものとする。

~~4-5~~ 「施設利用者」とは、入居者又は来庁者をいう。

~~5-6~~ 庁舎管理に係る判断の基準②、~~③及び④~~から⑤については、施設の改修、大規模な設備・機器の更新・導入等の措置・対策は含まれないものとする。

7 判断の基準⑥の省エネルギー診断は、本基本方針に示した「2.2-1 省エネルギー診断」の「省エネルギー診断」をいう。

8 判断の基準⑦のエネルギー管理システムは、本基本方針に示した「1.9 設備」の「エネルギー管理システム」をいう。

~~6-9~~ 「フロン類」とは、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成13年法律第64号）第2条第1項に定める物質をいう。

10 配慮事項④の「各種管理・評価ツール等」には、学会、業界団体等において作成されたマニュアル、ガイドライン等を含む。

1.1 調達を行う各機関は、省エネルギー・低炭素化の推進の観点から、次の事項に留意すること。

ア. 庁舎管理を複数年契約で調達する場合は、当該契約期間に応じた温室効果ガスの排出削減等に係る目標を設定するとともに、毎年度達成状況を評価し、目標達成に向けた継続的な運用改善が図られるよう努めること。なお、単年度契約の場合であっても、適切な対応が図られるよう努めること。

イ. 省エネルギー診断の実施、エネルギー管理システムの導入について、可能な施設から積極的に対応を図るよう努めること。

別表 1

エネルギーの使用の合理化に関する事項

対象	管理	計測及び記録	保守及び点検
空気調和設備、換気設備	ア. 空気調和を施す区画を限定し、ブラインドの管理等による負荷の軽減、設備の運転時間、室内温度、換気回数、湿度、外気の有効利用等についての管理標準を設定。なお、冷暖房温度は、政府の推奨する設定温度を勘案した管理標準とする。 イ. 燃焼を行う熱源設備の管理は、空気比についての管理標準を設定。 ウ. 熱源設備、熱搬送する設備、空気調和機設備の管理は、外気条件変動等に応じ、冷却水温度や冷温水温度、圧力等の設定により、空気調和設備の総合的なエネルギー効率を向上させるよう管理標準を設定。 エ. 複数の熱源機で構成されている場合は、外気条件の季節変動や負荷変動等に応じ、稼働台数の調整又は稼働機器の選択により熱源設備の総合的なエネルギー効率を向上させるよう管理標準を設定。 オ. 熱搬送設備が複数のポンプで構成されている場合は、季節変動等に応じ、稼働台数の調整又は稼働機器の選択により総合的なエネルギー効率を向上させるよう管理標準を設定。 カ. 空気調和機設備が複数の空気調和機で構成されている場合は、混合損失の防止や負荷の状態に応じ、稼働台数の調整又は稼働	ア. 空気調和を施す区画ごとに、温度、湿度その他の空気の状態の把握及び空気調和の効率の改善に必要な事項の計測及び記録に関する管理標準を設定。これらの事項を定期的に計測し、その結果を記録。 イ. 空気調和設備を構成する熱源設備、熱搬送設備、空気調和機設備は、個別機器の効率及び空気調和設備全体の総合的な効率の改善に必要な事項の計測及び記録に関する管理標準を設定。これらの事項を定期的に計測し、その結果を記録。 ウ. 換気を施す区画ごとに温度、二酸化炭素濃度その他の空気の状態の把握及び換気効率の改善に必要な事項の計測及び記録に関する管理標準を設定。これらの事項を定期的に計測し、その結果を記録。	ア. 空気調和設備を構成する熱源設備、熱搬送設備、空気調和機設備は、保温材や断熱材の維持、フィルターの目づまり及び凝縮器や熱交換器に付着したスケールの除去等個別機器の効率及び空気調和設備全体の総合的な効率の改善に必要な事項の保守及び点検に関する管理標準を設定。定期的に保守及び点検を行い、良好な状態に維持。 イ. 空気調和設備、換気設備の自動制御装置の管理に必要な事項の保守及び点検に関する管理標準を設定。定期的に保守及び点検を行い、良好な状態に維持。 ウ. 換気設備を構成するファン、ダクト等は、フィルターの目づまり除去等個別機器の効率及び換気設備全体の総合的な効率の改善に必要な事項の保守及び点検に関する管理標準を設定。定期的に保守及び点検を行い、良好な状態に維持。

対象	管理	計測及び記録	保守及び点検
	機器の選択により総合的にエネルギー効率を向上させるように管理標準を設定。 キ.換気設備の管理は、換気を施す区画を限定し、換気量、運転時間、温度等についての管理標準を設定。		
ボイラー設備、給湯設備	ア.ボイラー設備は、ボイラーの容量及び使用する燃料の種類に応じて空気比についての管理標準を設定。 イ.ア.の管理標準は、ボイラーに関する基準空気比の値を基準として空気比を低下させるように設定。 ウ.ボイラー設備は、蒸気等の圧力、温度及び運転時間に関する管理標準を設定し、適切に運転し過剰な蒸気等の供給及び燃料の供給をなくす。 エ.ボイラーへの給水は水質に関する管理標準を設定し、水質管理を行う。なお、給水水質の管理は、JIS B 8223（ボイラーの給水及びボイラー水の水質）に規定するところ（これに準ずる規格を含む。）により行う。 オ.複数のボイラー設備を使用する場合は、総合的なエネルギー効率を向上させるように管理標準を設定し、適切な運転台数とする。 カ.給湯設備の管理は、季節及び作業の内容に応じ供給箇所の限定や供給期間、給湯温度、給湯圧力その他給湯の効率の改善に必要な事項についての管理標準を設定。 キ.給湯設備の熱源設備の管理は、負荷の変動に応じ、熱源機とポンプ等の補機を含めた総合的なエネルギー効率を向上させるように管理標準を設定。 ク.給湯設備の熱源設備が複数の熱源機で構成されている場合は、負荷の状態に応じ、稼働台数の調整により熱源設備の総合的なエネルギー効率を向上させるように管理標準を設定。	ア.ボイラー設備は、燃料の供給量、蒸気の圧力、温水温度、排ガス中の残存酸素量、廃ガスの温度、ボイラー給水量その他のボイラーの効率の改善に必要な事項の計測及び記録に関する管理標準を設定。これらの事項を定期的に計測し、その結果を記録。 イ.給湯設備は、給水量、給湯温度その他給湯の効率の改善に必要な事項の計測及び記録に関する管理標準を設定。これらの事項を定期的に計測し、その結果を記録。	ア.ボイラー設備の効率の改善に必要な事項の保守及び点検に関する管理標準を設定。定期的に保守及び点検を行い、良好な状態に維持。 イ.ボイラー設備の保温及び断熱の維持、スチームトラップの蒸気の漏えい、詰まりを防止するように保守及び点検に関する管理標準を設定。定期的に保守及び点検を行い、良好な状態に維持。 ウ.給湯設備は、熱交換器に付着したスケールの除去等給湯効率の改善に必要な事項、自動制御装置の管理に必要な事項の保守及び点検に関する管理標準を設定。定期的に保守及び点検を行い、良好な状態に維持。
照明設備、昇降機、動力設備	ア.照明設備は、JIS Z 9110（照度基準）又は Z 9125（屋内作業場の照明基準）及びこれらに準ず	照明設備は、照明を施す作業場所等の照度の計測及び記録に関する管理標	ア.照明設備は、照明器具及びランプ等の清掃並びに光源の交換等保守

対象	管理	計測及び記録	保守及び点検
	<u>る規格に規定するところにより管理標準を設定して使用。また、過剰又は不要な照明をなくすように管理標準を設定し、調光による減光又は消灯を行う。</u> <u>イ.昇降機は、時間帯や曜日等により停止階の制限、複数台ある場合には稼働台数の制限等に関して管理標準を設定し、効率的な運転を行う。</u>	<u>準を設定。定期的に計測し、その結果を記録。</u>	<u>及び点検に関する管理標準を設定。定期的に保守及び点検を行う。</u> <u>イ.昇降機は、電動機の負荷となる機器、動力伝達部及び電動機の機械損失を低減するよう保守及び点検に関する管理標準を設定。定期的に保守及び点検を行う。</u> <u>ウ.給排水設備、機械駐車設備等の動力設備は、負荷機械（電動機の負荷となる機械をいう。以下同じ。）、動力伝達部及び電動機における機械損失を低減するよう保守及び点検に関する管理標準を設定。定期的に保守及び点検を行う。また、負荷機械がポンプ、ファン等の流体機械の場合は、流体の漏えいを防止し、流体を輸送する配管、ダクトの抵抗を低減するように保守及び点検に関する管理標準を設定。定期的に保守及び点検を行う。</u>
受変電設備	<u>ア.変圧器及び無停電電源装置は、部分負荷における効率を考慮して、変圧器及び無停電電源装置の全体の効率が高くなるように管理標準を設定し、稼働台数の調整及び負荷の適正配分を行う。</u> <u>イ.受電端における力率は、95 パーセント以上とすることを基準として進相コンデンサ等を制御するように管理標準を設定して管理。</u>	<u>事務所その他の事業場における電気の使用量並びに受変電設備の電圧、電流等電気の損失を低減するために必要な事項の計測及び記録に関する管理標準を設定。これらの事項を定期的に計測し、その結果を記録。</u>	<u>受変電設備は、良好な状態に維持するように保守及び点検に関する管理標準を設定。定期的に保守及び点検を行う。</u>

庁舎管理・利用に係る省エネルギー対策例

対象設備等	省エネルギー対策（例）	管理実施基準（例）	
		常駐管理	常駐管理以外
熱源・空調 設備共通	室内設定温湿度条件の変更	季節・外気温に応じ実施	季節ごとに実施
	運転時間の短縮など機器の起動・停止期間の最適化値に設定	毎日実施	季節ごとに実施
	季節毎ごと・室内負荷状況に応じた最適な運転方法の最適化設定	週1回以上実施	季節ごとに実施
	空調終了前に関連補機（外調機・熱源機器）などの停止の励行	毎日実施	—
	インテリア・ペリメータの年間冷暖房の取り止め	季節・外気温に応じ実施	—
	冷房・暖房同時使用に伴うミキシングロスの確認及び防止	随時実施	随時実施
	温湿度センサの適正な位置に取付位置の適正化	適宜実施必要に応じ実施	適宜実施必要に応じ実施
	吹出し口の位置、方向の調整による温度分布均一化	適宜実施必要に応じ実施	適宜実施必要に応じ実施
	冷暖房期間の短縮化	季節・外気温に応じ実施	—
	空室・倉庫等の空調換気の停止	適宜実施必要に応じ実施	適宜実施必要に応じ実施
	運転時間の短縮	毎日実施	—
	残業時間帯の空調制限	毎日実施	—
	ブラインド・カーテンの休日前の閉止による休日明けの空調負荷の低減	毎日実施	—
	早朝・深夜の清掃作業における空調制限	毎日実施	—
	空調時間帯の扉・窓開放の禁止	季節・外気温に応じ実施	—
	空調の障害となる間仕切り・家具の配置の変更	随時実施	—
	共用部の温度設定を居室よりも緩和する措置の実施	毎日実施	季節ごとに実施
	個人差による衣服の調整など居室者に対する啓蒙活動の実施クールビズ・ウォームビズの実施	季節ごとに実施	季節ごとに実施
	夏季における屋上等への散水の実施（気化熱による打ち水効果）	当該期間外気温に応じ実施	—
個別空調機	各種センサを含む自動制御装置の適正保守の実施	随時実施	随時実施
	エアフィルタの定期清掃の実施	年2回以上実施	年2回以上実施
	冷温水フィンコイルの定期清掃の実施	年2回以上実施	年2回以上実施
	空調の還気、吹出し口の障害物の撤去	随時実施	—
	ウォーミングアップ制御の採用	毎日実施	—
	空調立ち上げ時に対し定常運転後に設定温度を2℃～3℃上げる又は下げる措置の実施	季節・外気温に応じ実施	—
	窓の開閉による自然換気の採用	季節・外気温に応じ実施	—
	外気温度の低い夜間に適温外気を取り入れるナイトパージの実施	季節・外気温に応じ実施	—

対象設備等	省エネルギー対策（例）	管理実施基準（例）	
		常駐管理	常駐管理以外
個別空調機	吸気口と排気口の近接により生じるショートサーキットの防止	随時実施	随時実施
	スケジュール運転の実施	随時実施	随時実施
	ダクトのエアリー漏れ・水漏れ・保温材の脱落等について保守管理の徹底	年 1 回以上実施	年 1 回以上実施
	全熱交換器の清掃管理	年 2 回以上実施	年 2 回以上実施
	全熱交換器の停止措置	季節・外気温に応じ実施	季節ごとに実施
	温湿度を一定の範囲内で制御するゼロエネルギーバンドの最適化設定	毎日実施	—
セントラル空調システム関連	省エネ温度管理の実施（冷水は高め、温水は低め）、冷却水は低めの温度管理	毎日実施	—
	冷温水の大温度差運転の制御運転の実施（ポンプの搬送動力の低減）	随時実施	—
	冷温水・冷却水の定期的な水質管理の実施（熱伝導率低下の防止）	月 1 回以上実施	月 1 回以上実施
	空調終了 30 分程度前での熱源機器の停止	毎日実施	—
冷凍機	冷凍機の運転圧力の適正管理	随時実施	随時実施
	蒸発器・凝縮器の薬洗・ブラシ清掃などのチューブ内部洗浄の実施	適宜実施必要に応じ実施	適宜実施必要に応じ実施
	温度計・圧力計などの計測機器の機能維持、点検整備の実施	年 2 回以上実施	年 2 回以上実施
	マノメーター・センサーなどの計測機器の機能維持、点検整備の実施	年 2 回以上実施	年 2 回以上実施
	機器の COP 値（効率）の管理	随時実施	—
冷温水発生機・吸収式冷凍機	機内の機密の適正な維持管理	随時実施	随時実施
	蒸発器・凝縮器の薬洗・ブラシ清掃などのチューブ内部洗浄の実施	年 2 回以上実施	年 2 回以上実施
	温度計・圧力計などの計測機器の機能維持、点検整備の実施	年 2 回以上実施	年 2 回以上実施
	マノメーター・センサーなどの計測機器の機能維持、点検整備の実施	年 2 回以上実施	年 2 回以上実施
	機器の COP 値（効率）の管理	随時実施	—
冷却塔	冷却水出入口温度の適正化	随時実施	随時実施
	充填材の汚れ、水質の汚れ等の管理	随時実施	随時実施
	冷却塔水槽の清掃	随時実施	随時実施
	バルブの開閉状態の確認	随時実施	随時実施
	冷却水の薬注管理の実施	随時実施	随時実施
蓄熱槽	空調負荷予測等を踏まえた蓄熱槽における水・氷蓄熱量の最適化な運転の実施	随時実施	—
	槽内温度分布の適正管理	随時実施	—
ファンコイル	ペリメータ用ファンコイルの最適な運転最適化（時間帯・設定温度）	季節・外気温に応じ実施	—
	エアフィルタの定期的な清掃	月 1 回以上実施	月 1 回以上実施
	冷温水フィンコイルの定期的な清掃	年 2 回以上実施	年 2 回以上実施
	空調の還気、吹出し口の障害物の撤去	随時実施	—
空冷ヒートポンプ	室外機フィンコイルの定期的な洗浄	年 1 回以上実施	年 1 回以上実施
	室内機フィンコイルの定期的な洗浄	年 1 回以上実施	年 1 回以上実施

対象設備等	省エネルギー対策（例）	管理実施基準（例）	
		常駐管理	常駐管理以外
空冷ヒートポンプ	室内機のエアフィルタの定期的な清掃	月 1 回以上実施	月 1 回以上実施
	運転圧力・運転電流などによる運転状況の確認・管理	毎日実施	—
	全熱交換器の清掃	年 2 回以上実施	年 2 回以上実施
	全熱交換器の停止措置	季節・外気温に応じ実施	季節ごとに実施
水冷パッケージ方式	室内機フィンコイルの定期的な洗浄	年 1 回以上実施	年 1 回以上実施
	エアフィルタの定期的な清掃	月 1 回以上実施	月 1 回以上実施
	運転圧力・運転電流などによる運転状況の確認・管理	毎日実施	—
	全熱交換器の清掃	年 2 回以上実施	年 2 回以上実施
	全熱交換器の停止措置	季節・外気温に応じ実施	季節ごとに実施
	冷却水薬洗の実施	年 1 回以上実施	年 1 回以上実施
給排気設備	機械室、電気室、倉庫の換気量の制限	随時実施	随時実施
	不使用室の換気停止（倉庫、機械室等）	適宜実施必要に応じ実施	適宜実施必要に応じ実施
	窓の開閉による自然換気の採用	季節・外気温に応じ実施	—
	ファンベルトの点検・交換	年 1 回以上実施	年 1 回以上実施
	排熱用換気ファンの起動設定温度の変更	必要に応じ実施	必要に応じ実施
	ファン、ダクト等のフィルターの目詰まり除去	必要に応じ実施	必要に応じ実施
	換気風量の適正な値への設定、外気量の削減	必要に応じ実施	二
ポンプ関連	二次ポンプの起動・停止・圧力・流量の最適化の実施	随時実施	—
	グランドパッキン等の水量適正管理の実施	月 1 回以上実施	月 1 回以上実施
	断熱材の状態管理	年 2 回以上実施	年 2 回以上実施
	3 管・4 管式設備の場合、状況に応じた運転停止などの実施	随時実施	—
ボイラ	空気比・排ガス温度等燃焼装置の最適化適切な設定の実施	随時実施	随時実施
	蒸気等の圧力、温水の温度の適切な設定	随時実施	随時実施
	伝熱面の清掃・スケール等の除去	年 1 回以上実施	年 1 回以上実施
	熱交換器類の伝熱面の管理	月 1 回以上実施	月 1 回以上実施
	ボイラーの水質管理（JIS B 8223 による）	月 1 回以上実施	月 1 回以上実施
	蒸気トラップの機能維持（ドレンの回収）の実施	月 1 回以上実施	月 1 回以上実施
	機器の COP 値（効率）の管理	随時実施	—
給湯設備	給湯時間の制限と給湯範囲の縮小	季節・外気温に応じ実施	季節ごとに実施
	夏季における手洗い場等の給湯の停止	当該期間毎日実施	当該期間毎日実施
	給湯温度の設定変更	季節・外気温に応じ実施	季節ごとに実施
	使用上、支障のない範囲で給湯の分岐バルブを絞込み	必要に応じ実施	必要に応じ実施
照明設備	作業スペースの過剰照明の消灯、自然採光の活用、窓際の消灯間引き	利用状況に応じ実施	利用状況に応じ実施
	調光による減光	利用状況に応じ実施	利用状況に応じ実施
	廊下・ホールの消灯、及び間引きの徹底	利用状況に応じ実施	利用状況に応じ実施
	トイレ・給湯室不在時の消灯	毎日実施	—

対象設備等	省エネルギー対策（例）	管理実施基準（例）	
		常駐管理	常駐管理以外
照明設備	空室・倉庫等の消灯	毎日実施	適宜実施必要に応じ実施
	昼休みの消灯	毎日実施	—
	残業実施場所を集約化することによる残業時間帯における部分消灯、場所の集約化実施	毎日実施	—
	始業点灯時間の短縮・制限	毎日実施	—
	器具の清掃による照明効率の向上	年1回以上実施	年1回以上実施
	定期的なランプ交換の実施（蛍光ランプ、HIDランプ等）	1回／2～3年	1回／2～3年
	ランプ交換時の初期照度補正の初期化	交換時に実施	—
	間仕切りの取り止やめ	適宜実施必要に応じ実施	—
	OAルーバーの取り止め	適宜実施	—
	照明の点灯範囲に机の配置、及び作業場所の適正化に配置し部分消灯を行いやすくする	適宜実施必要に応じ実施	—
	ソーラータイマーのこまめな調整	月1回以上実施	月1回以上実施
	局部照明の採用	随時実施	—
	照明スイッチに点灯範囲を表示	必要に応じ実施	—
	照明制御設備の作動点検	必要に応じ実施	—
	手動によるこまめな点消灯	随時実施	—
搬送設備	エレベータ・エスカレータの運転間引き台数制御（停止階の制限、稼働台数の制御）	毎日実施	—
	階段利用の促進	毎日実施	—
	停止階の間引き	毎日実施	—
	庁舎内配送共同化の実施	毎日実施	—
	電動機の負荷となる機器、動力伝達部及び電動機の機器損失を低減するような保守及び点検	必要に応じ実施	—
給排水・衛生設備	給湯時間の制限と給湯範囲の縮小配管のさび・腐食・水漏れの確認	季節・外気温に応じ実施必要に応じ実施	季節ごとに実施必要に応じ実施
	熱源機とポンプ等の補機を含めたエネルギー消費効率の向上	必要に応じ実施	—
	夏期における手洗い場等の給湯の停止	当該期間毎日実施	当該期間適宜実施
	給湯温度の設定変更	季節・外気温に応じ実施	季節ごとに実施
	使用上、支障の無い範囲で給水・給湯の分岐バルブを絞込み	適宜実施必要に応じ実施	適宜実施必要に応じ実施
	夏季における温水洗浄便座暖房の停止	季節・外気温に応じ実施	季節ごとに実施
受変電設備	受変電室の室内温度の見直し	季節ごとに実施	—
	デマンドの状況により手動によるこまめなる負荷の調節	随時実施	—
	進相用コンデンサによる力率管理の徹底（手動の場合）	随時実施	—
	不要期間・不要時間帯の変圧器の切離し	必要に応じ実施	—
	変圧器の稼働台数の調整及び適正負荷の維持	随時実施	—

対象設備等	省エネルギー対策（例）	管理実施基準（例）	
		常駐管理	常駐管理以外
受変電設備	無停電電源装置の稼働台数の調整及び適正負荷の維持	随時実施	—
その他	自動販売機の節電（照明を消灯・夜間運転停止時）の実施	毎日実施	—
	OA 機器等はの昼休み等不使用時におけるにスイッチをOFF電源の切断	毎日実施	—
	ブラインド・カーテンの有効利用	毎日実施	—
	対象設備・機器等の設定値の確認、運転結果の測定・記録	毎日実施	月 1 回以上実施
	省エネルギーに必要なエネルギーデータの把握・活用	毎日実施	月 1 回以上実施

植栽管理	【判断の基準】 ①植栽管理において使用する物品が特定調達品目に該当する場合は、判断の基準を満たしている物品が使用されていること。 ②病虫害予防として、適切な剪定や刈込みを行って通風をよくし、日照等を確保するとともに、適切な防除手段を用いて、害虫や雑草の密度を低いレベルに維持する総合的病虫害・雑草管理を行う体制が確保されていること。 ③農薬の使用の回数及び量の削減に努めているとともに、農薬取締法に基づいて登録された適正な農薬を、ラベルに記載されている使用方法（使用回数、使用量、使用濃度等）及び使用上の注意事項を守って、適正かつ効果的に使用されるものであること。 【配慮事項】 ①灌水の雨水利用に配慮されていること。 ②剪定・除草において発生した、小枝・落葉等の処分について、堆肥化等の環境負荷低減が図られていること。 ③施肥に当たっては、植栽管理において発生した落葉等からできた堆肥（土壌改良材）が使用されていること。 ④植替え等が生じた場合、既存の植栽を考慮し、病虫害の発生しにくい樹種の選定等について、施設管理者への提案が行われること。 ⑤植栽管理に当たり、使用する機材・器具等については、可能な限り環境負荷低減策が講じられていること。 ⑥植栽管理に当たり、可能な限り、再使用又は再生利用可能であって、土の代替となる植込み材の使用に努めていること。
------	---

備考) 7-1 本項の判断の基準の対象とする「植栽管理」とは、庁舎周辺等の植栽地及び屋上緑化等の管理とする。

8-2 植栽管理に係る判断の基準②の「総合的病虫害・雑草管理を行う体制」とは、発生状況等の調査、被害の早期発見、剪定や捕殺などの物理的防除も含めた防除方法の選択等、経済性を考慮しつつ健康と環境への負荷の軽減を総合的に講じる体制をいう。

9-3 植栽管理に係る判断の基準②及び③については、農薬の使用に係る施設管理者や周辺地域への情報提供、農薬の飛散防止、適正使用の記録の保持等、「住宅地等における農薬使用について（平成 25 年 4 月 26 日付 25 消安第 175 号環水大土発第 1304261 号農林水産省消費・安全局長、環境省水・大気環境局長連名通知）」に準拠したものであること。

清掃	【判断の基準】 ①清掃において使用する物品が特定調達品目に該当する場合は、判断の基準を満たしている物品が使用されていること。 ②洗面所の手洗い洗剤として石けん液又は石けんを使用する場合には、資源有効利用の観点から、廃油又は動植物油脂を原料とした石けん液又は石けんが使用されていること。 ③ごみの収集は、資源ごみ（紙類、缶、びん、ペットボトル等）、生ごみ、可燃ごみ、不燃ごみを分別し、適切に回収が実施されていること。 ④資源ごみのうち、紙類については、古紙のリサイクルに配慮した分別・回収が実施されていること。また、分別が不徹底であった場合や排出量が前月比又は前年同月比で著しく増加した場合は、施設管理者と協力して改善案の提示がなされること。 ⑤清掃に使用する床維持剤（ワックス）、洗浄剤等の揮発性有機化合物の含有量が指針値以下であること。 ⑥環境負荷低減に資する技術を有する適正な事業者であり、より環境負荷低減が図られる清掃方法等について、具体的提案が行われていること。 【配慮事項】 ①清掃に用いる床維持剤、洗浄剤等は、使用量削減又は適正量の使用に配慮されていること。 ②補充品等は、過度な補充を行わないこと。 ③<u>洗剤の原料に植物油脂が使用される場合にあっては、持続可能な原料が使用されていること。</u> ③④洗剤を使用する場合は、清掃用途に応じ適切な水素イオン濃度（pH）のものが使用されていること。 ④⑤清掃に使用する床維持剤、洗浄剤等については、可能な限り指定化学物質を含まないものが使用されていること。 ⑤⑥清掃に当たって使用する電気、ガス等のエネルギーや水等の資源の削減に努めていること。 ⑥⑦建物の状況に応じた清掃の適切な頻度を提案するよう努めていること。 ⑦⑧清掃において使用する物品の調達に当たっては、特定調達品目に該当しない場合であっても、資源採取から廃棄に至るライフサイクル全体についての環境負荷の低減に考慮するよう努めること。
----	---

- 備考） 1 **清掃における**判断の基準④の紙類の排出にあたって、調達を行う各機関は、庁舎等における紙類の使用・廃棄の実態を勘案しつつ、別表1及び2を参考とし、清掃事業者等と協議の上、古紙排出に当たっての分類を定め、古紙再生の阻害要因となる材料の混入を排除して、分別を徹底すること。印刷物について、印刷役務の判断の基準を満たしたリサイクル対応型印刷物は、紙向けの製紙原料として使用されるよう、適切に分別すること。
- 2 **清掃における**判断の基準⑤の揮発性有機化合物の指針値については、厚生労働省の定める室内濃度指針値に基づくものとする。
- 3 **清掃における**判断の基準⑥の環境負荷低減が図られる清掃方法等とは、汚染度別の清掃方法の採用、室内環境の汚染前に除去する予防的清掃方法の採用、清掃用機材の性能維持による確実な汚染除去の実施等をいう。
- 4 **清掃の**配慮事項③④については、家庭用品品質表示法に基づく水素イオン濃度（pH）の区分を参考とすること。なお、床維持剤及び床用洗浄剤については、原液で pH5～pH9 が望ましい。
- 5 **清掃の**配慮事項④⑤の「指定化学物質」とは、特定化学物質の環境への排出量の把握等

及び管理の改善の促進に関する法律の対象となる物質をいう。

別表１ 古紙の分別方法（例）

分類	品目
新聞	新聞（折込チラシを含む。）
段ボール	段ボール
雑誌	ポスター、チラシ 雑誌、報告書、カタログ、パンフレット、書籍、ノートなど冊子形状のもの
OA 用紙	コピー用紙及びそれに準ずるもの
リサイクル対応 型印刷物	「印刷用の紙にリサイクルできます」の印刷物（Aランクの材料のみ使用） 「板紙にリサイクルできます」の印刷物（AまたはBランクの材料のみ使用）
その他雑がみ	封筒、紙箱、DM、メモ用紙、包装紙など上記以外の紙
シュレッダー屑	庁舎等内において裁断処理した紙

備考） 「リサイクル対応型印刷物」とは、印刷に係る判断の基準（「印刷」参照）に示された印刷物のリサイクル適性が表示された印刷物をいう。

別表２ 古紙再生の阻害要因となる材料（例）

分類	種類
紙製品	粘着物の付いた封筒
	防水加工された紙
	裏カーボン紙、ノーカーボン紙（宅配便の複写伝票など）
	圧着はがき
	感熱紙
	写真、インクジェット写真プリント用紙、感光紙
	プラスチックフィルムやアルミ箔などを貼り合わせた複合素材の紙
	金・銀などの金属が箔押しされた紙
	臭いの付いた紙（石けんの個別包装紙、紙製の洗剤容器、線香の紙箱等）
	捺染紙（昇華転写紙、アイロンプリント紙等）
	感熱発泡紙
	合成紙
	<u>汚れた紙（使い終わった衛生用紙、食品残さなどで汚れた紙等）</u>
紙以外	粘着テープ類
	ワッペン類
	ファイルの金属
	金属クリップ類
	フィルム類
	<u>ビニール類</u>
	発泡スチロール
	セロハン
	プラスチック類
	ガラス製品
	布製品

機密文書処理	【判断の基準】 ①当該施設において排出される紙の種類や量を考慮し、施設の状況に応じた分別方法及び処理方法の提案がなされ、製紙原料として適切な回収が実施されること。 ②機密文書の処理にあたっては、排出・一時保管、回収、運搬、処理の各段階において、機密漏洩に対する適切な対策を講じた上で、製紙原料としての利用が可能となるよう次の事項を満たすこと。 ア. 古紙再生の阻害となるものを除去する設備や体制が整っていること。 イ. 直接溶解処理にあたっては、異物除去システムが導入された設備において処理されること。 ウ. 破碎処理にあたっては、可能な限り紙の繊維が保持される処理が行われること。 ③適正処理が行われたことを示す機密処理・リサイクル管理票完子証明書を発注者に提示できること。 【配慮事項】 ①機密文書の発生量を定期的に集計し、発注者への報告がなされること。 ②紙（印刷・情報用紙及び衛生用紙）として再生可能な処理が行われること。 ③運搬にあたっては、積載方法、搬送方法、搬送ルートの効率化が図られていること。 ④可能な限り低燃費・低公害車による運搬が行われること。
--------	---

備考) 1 調達を行う各機関は、廃棄書類の排出にあたって機密の度合や必要性を考慮し、可能な限り機密文書として排出する量の削減に努めること。

2 調達を行う各機関は、次の事項に十分留意すること。

ア. 判断の基準②の破碎処理の発注にあたっては、裁断紙片の大きさについて確認を行うこと（古紙の再生においては、裁断した紙片が望まれる機密性の範囲において、より大きい方が望ましい。事業者による裁断紙片サイズの目安は 10mm×50mm 以上）。

イ. 庁舎等内におけるシュレッダー処理は、一般的に古紙原料としての利用適性が低下することから、機密の度合いや必要性を考慮して行うこと。シュレッダー屑は廃棄・焼却せず、紙の種類に応じて適切に製紙原料として使用されるよう、古紙回収業者や機密文書処理事業者等に回収・処理を依頼するよう努めること（古紙として再生に適した紙幅の目安は 5mm 以上）。

ウ. 本項の「清掃」に示した別表 1 を参考に、施設の状況に応じた分別方法を定めるとともに、別表 2 に示された古紙再生の阻害要因となる材料を取り除き、適切な分別回収に努めること。

3 判断の基準③の「機密処理・リサイクル管理票完子証明書」とは、回収された機密文書が機密抹消処理後に製紙原料として使用されたことを証明する書類をいう。なお、この証明書は溶解、破碎などの処理を事業者に委託した場合に提示されるものであり、調達を行う各機関内でシュレッダー処理を行ったシュレッダー屑についてはこの限りでない。

(2) 目標の立て方

当該年度に契約する品目ごとの業務の総件数に占める基準を満たす業務の件数の割合とする。